

令和 6 年 6 月 18 日

令和 6 年第 2 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 6 年 6 月 11 日 開会

令和 6 年 6 月 18 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年6月18日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	新島 和貴君	議会係長	小峰 典子君
--------	--------	------	--------

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和6年第2回奥多摩町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年6月18日（火）

午前10時00分 開議

会 期 令和6年6月11日～6月18日（8日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問（9名） 1 澤本 幹男議員 2 宮野 亨議員 3 原島 幸次議員 4 伊藤 英人議員 5 相田恵美子議員 6 高橋 邦男議員 7 榎戸 雄一議員 8 森田 紀子議員 9 大澤由香里議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決 定
4	—	議員派遣について	決 定
5	—	町長あいさつ	—

（午後4時00分 閉会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程については配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
す。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 9 名であります。

これより通告順に行います。

初めに、6 番 澤本幹男議員から 2 問の質問を受けておりますが、まず 1 問目の質問を許可します。澤本議員。

〔6 番 澤本 幹男君 登壇〕

○6 番（澤本 幹男君） 6 番、澤本です。おはようございます。それでは、2 問ありますけど、1 点目から質問をさせていただきます。

まず消滅可能性自治体に該当となったことについてお伺いさせていただきます。

民間有識者らでつくる人口戦略会議が 4 月 24 日に公表した消滅可能性自治体の中に奥多摩町が該当しておりました。近隣では檜原村が該当しており、日の出町と小菅村、丹波山村は消滅可能性自治体から脱却しました。これは出産の中心世代である 20 歳から 39 歳の女性人口について 2020 年から 2050 年の減少率を推計して発表されました。推計とはいえ、消滅可能性自治体となったことに改めてショックを受けました。

人口減少問題に警鐘を鳴らした増田レポートから 10 年がたちます。町ではこの増田レポートの消滅する自治体から脱却するために 15 項目の子育て支援策を打ち出し、若者定住推進課をつくり、強力に推進してきたわけです。

しかし、近隣の中で脱却した自治体があるということは、この 10 年間の町の努力が足らなかったとは思いますが、この報告書は現実を突きつけています。

若者定住推進課だけでなく、役場、町全体で消滅可能性自治体からの脱却を進めていく必要があると思います。この人口戦略会議の消滅可能性自治体に該当となったことをどのように受け止めて、今後どのような対策をしていくのか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6 番 澤本幹男議員の一般質問の 1 問目、消滅可能性自治体に

該当となったことについてにお答えをいたします。

平成 26 年 5 月に日本創成会議により公表された消滅可能性都市リストでは、全国の 896 の自治体を消滅可能性都市と位置づけ、奥多摩町においても全国で 43 番目、都内では消滅する可能性が最も高い自治体として公表されたことは、当時、町としても大きな衝撃を受けました。

この公表から 10 年たち、本年 4 月 24 日、民間の有識者でつくる人口戦略会議が令和 5 年 12 月に公表された新たな日本の地域別将来推計人口に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析を行い、全国 1,729 自治体の持続可能性分析結果リストの公表を行い、744 の自治体を消滅可能性自治体として公表いたしました。

今回の分析では、新たな分析方法の追加はございましたが、前回同様に、20 歳から 39 歳の若年女性人口が 2020 年から 2050 年までの 30 年間で 50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体としており、町におきましては、前回の減少率からは 21.2%改善されたものの、30 年間で 56.8%の減少となる推計が示され、議員からご説明がございましたとおり、再び消滅可能性自治体に該当いたしました。

ご質問の消滅可能性自治体に該当となったことをどのように受け止めて、今後どのような対策をしていくのかについてですが、今回の公表を受け、全国町村会として会長を務める広島県坂町の吉田町長のコメントにもございましたが、総人口が減少する中であって、現在、町村をはじめ、全国の自治体は人口減少への対応や独自の地域づくりに懸命に取り組んでいる。こうした中で、20 歳から 39 歳の女性人口が半減するという一面的な指標をもって線引きし、消滅可能性があるとして自治体リストを公表することは、これまでの地域の努力や取組に水を差すものであると言わざるを得ないとコメントされており、私自身も同様の気持ちであります。

公表されたデータについては、あくまでデータとして受け止めなければなりませんが、私は、人口減少という要因だけで町が消滅するとは考えておりません。

現在、民間事業者や大学との連携で様々な取組が展開されつつあり、地域や地域の人々と多様に関わる人々、いわゆる関係人口も増えはじめており、雇用や定住に繋がるケースも出てきております。

更に、新庁舎建設事業や第 6 期長期総合計画の策定を機に、住民皆様の行政への参加意識の高まりが見られるなど、明るい兆しも見えはじめておりますので、今後も住民皆様との協創、協力してつくっていく協創によるまちづくりを進めるとともに、足元をしっかりと見据え、引き続き職員と一丸となり、少子化・定住化対策事業を推進し、また、新たに

スタートした放課後居場所づくり事業を初めとした奥多摩ならではの教育環境を整備することで、その教育環境に魅力を感じた方々が安心して移住・定住し、新たな活力を生み出していき、子どもからお年寄りまで幅広い世代が生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問はありますか。

○6番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。非常に努力して明るく、全員協力してまちをつくっていくという言葉でございましたが、この問題は、今、ご説明ありましたように、非常に10年も前から出た問題でありまして、調べますと、平成30年の第1回で高橋議員から消滅自治体についての質問もされております。その中でも名指しして消滅可能性とした非常に不愉快とは言いませんけど、マッチした状況ではないというような答弁もありますし、関係人口を増やしていくことの説明もありました。また、そのために支援策を充実していくということのご回答もありました。

また、私も令和2年の12月の議会で5,000人を割ったときに質問させていただきまして、どういう方策かとお伺いしたところ、同様な説明で、改めて着実にいろんな施策をやっていくと。困難に立ち向かえる町の体質改善を行って、いろんな関係人口を増やしながらかやしていくと、また、ライフスタイルを変えた新しい魅力あるまちづくりを推進するということのご答弁もありました。

また、令和3年3月には若者定住化対策がトーンダウンしているのではないかという質問もさせていただきました。そこでも同じように、推進策を一生懸命、少子対策の推進と少子化・定住化対策の推進、2つの大きな柱でやっていくことというご説明ありましたが、今回は確かに一方的な公式ではない民間の団体で推計したものでありますが、例えばユーチューブなんかで見ますと、2045年の多摩地域の17地域の人口減少ランキングで見ますと、2位が檜原村で、2045年には830人になるだろうと。2065年には361人に檜原はなるだろうという予想も出てますし、奥多摩町は17地域で、多摩地域1位で、2045年には1,739人ということと同時に、何十年後かには近くの自治体と合併しているかもしれませんなんてことを勝手に書かれているわけですね。非常に不愉快で気分が悪いんで、もちろん市町村会長が、全国のそんな一面的なものとして来ても文句言うなということもあるかもしれませんが、こういう事実が報道されているということに対して、住んでいる我々、議員も含めて、職員の皆さんもそうですけど、余り気分がいいものでないんで、一生懸命町はこれからもやっていく必要がある、また、いろんな面で協力してやっていく必要があるという強い意志ということも必要かなと思うんですけども、その点ちょっとお伺いした

いと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） ご質問ありがとうございました。今、澤本議員がおっしゃったように、その根底となる施策、それから住民皆さんが協働で頑張るというそういう施策、お互いに寄り添わないとなかなかこれは実現できないというふうに思います。

今、新庁舎の建設、それから第6期長期総合計画、こういう中で私どもの職員も若手中心なんですけれども、これからどうやって町をつくっていくか。それから、住民皆さんにも入っていただいて、いろんなディスカッションをし、それから、パブリック・コメントもいただき、そういう中での町民同士の、そして、私ども行政がしっかりとやっていくんだというそういう姿勢を町民皆様と共有することがこれからのまちづくり、それから、こういう人口減少問題に対して、確かに相対的には減りますけど、住んでいる人間がどれだけそこに町を愛する価値観を見いだせるか、そういう施策をしっかりと打ち出していかなければいけないと思っています。

そういう観点で、今日も傍聴者の皆さんいっぱいいらっしゃっていますけれども、そういう方々と一緒に話合いながらこれからまちづくりを進めていく、そういうスタンスで向かってまいりたいと思います。ご理解ください。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6番（澤本 幹男君） 町を愛する人をつくっていく、非常に勇気のある、またぜひとも続けていただきたい言葉であると思います。よろしくお願いします。

それと消滅可能性自治体ということで先程お話ししましたように、日の出町と小菅村と丹波山村はそこから脱却しているわけです。ほかを見ますと、島のほうでも結構脱却をしています。友好関係のある神津島も消滅可能性自治体からも脱却しているわけですから、捉え方の問題かとはあるかもしれませんが、そういう不名誉なことでございますので、檜原村の議員さんも言っていました。消滅自治体の議員ですからと、ちょっと自虐的に言っていた人もいますけど、決して本当に胸を張って言えることでもないんですけど、気にしなきゃいいといえぱそれですけど、そういう問題ではないんで、そういう意味で、この第6期長期総合計画が根幹となる部分であるかと思うんで、こういう該当になったことについての話合いというのは非常に大事になってくると思うんで、委員会も含めてどのような形でこの第6期長期総合計画に入れていくかをお伺いしたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 6番、澤本議員さんからの再質問にお答えいたします。

消滅可能性自治体というところで、今現在、第6期長期総合計画を策定しているわけですが、ございますけれども、その中の策定の中でも、こういった消滅可能性自治体に該当になったというところについても話合いを行いながら、次期計画に反映したらどうかというようなご質問かと思います。

先程町長から答弁でございましたとおり、現在、民間事業者や大学との様々な連携も取組が進んでおります。そんな中で、今年の5月に、さとログ、こちらのほうも開業いたしましたして、そこで働いている方も定住に繋がっているというところも見えております。

また、琴清苑の跡地のパテレの新工場というところもオープンをいたしまして、今、事業展開をしているというようにところで新しい事業展開が見えております。また、大学との連携も進めております。

そういった中で、長期総合計画に当たりましては住民のみだけではなくて、関係人口の皆様にも入っていただきまして、住民のワークショップだとか、パブリック・コメントなんかも広く住民以外の方にも意見をいただいているところでございますので、先程町長の答弁がありましたとおり、データというところではございますけれども、やはり消滅という言葉は非常にショッキングな言葉となっておりますので、そういった部分で今後、第6期長期総合計画の中で、引き続き少子化・定住化対策、ここで川井松葉の分譲地だとか、丹三郎水神前の分譲地の整備も進めていくところでございますので、町に魅力を持った方たちが定住・移住していただけるような施策を検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6番（澤本 幹男君） いろいろご答弁いただきありがとうございます。何回も言いましたが、消滅可能性自治体、非常に不名誉なことでございますので、ぜひとも、もちろん我々議員も努力させていただきますし、町民の力を借りながら、何とかこういう不名誉なことを乗り越えていただくように、また、長期総合計画にも入れるということでございますので、よろしくお願いします。

以上で、1問目を終了したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員の1問目の質問は終わりました。

最初にちょっとお断りしなかったんですが、今議会から1問質問したら回答を得る、それが終わったら2問目をするという形に変わっておりますので、ご了解ください。

では、澤本議員、2問目の質問を許可します。

○6番（澤本 幹男君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。郷土芸能の存続についてでございます。

今年の9月29日に奥多摩郷土芸能祭が開催されます。奥多摩町の各地区の獅子舞等の郷土芸能が一堂に会して披露します。特に、奥多摩地域は獅子舞が多く、14地域で行われております。一堂に会して郷土芸能を鑑賞できることは、郷土芸能保存団体協議会の皆様のお力だと思います。

そして、この奥多摩郷土芸能祭へ町からの負担金200万弱を組んでいただきました。感謝申し上げますが、参加した各団体の分配金となると、当然金額が少なくなります。各団体とも保存会をつくっており、その保存会の会員が自主的に郷土芸能を存続させる努力をしており、金銭的にも裕福ではない状態にある保存会もあります。

例えば獅子舞が終了した後、はかま等の衣装をクリーニングに出すと6万円以上となります。また、多くの会員で演舞をするため、飲食代もかかってきます。各保存会にはこの歴史と伝統のある奥多摩町の郷土芸能を保存するために練習や研修会を行っています。会員の自主参加により成り立っている郷土芸能ですが、少子高齢化により、将来存続の危機になる可能性があります。各地域の心のよりどころであるお祭りや地域の結びつきを強くするためにも郷土芸能の存続が大切であると思います。特に子どもたちの郷土愛が育まれます。

今年度予算に文化財保護事業で各郷土芸能団体への直近の補助金はありません。後世に郷土芸能を存続させるために様々な問題があると思いますが、奥多摩町の歴史と伝統ある各郷土芸能を存続させるためにどう支援していくのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 澤本議員2問目の郷土芸能の存続についてお答えいたします。

奥多摩の郷土芸能につきましては、ユネスコの無形文化遺産に風流踊りとして登録された小河内の鹿島踊り、国指定重要無形民俗文化財に指定された川野車人形ほか都や町指定の獅子舞等、歴史や伝統があり、古いものでは川井八雲神社獅子舞は応永年間、1400年代、600年余り前から行われていたと伝えられております。

また、古文書等で年代が記されているものは獅子舞で4つあり、最も古い小留浦獅子舞は、天文元年1532年、約500年前から獅子舞が行われているとの記述がございます。他の郷土芸能についても大変長い歴史があり、地域で大切に伝統を継承していただいております。

す。

議員からご説明がありましたとおり、本年 9 月 29 日の日曜日に奥多摩町郷土芸能保存団体協議会が実行委員会を組織し、奥多摩郷土芸能祭が開催されます。この郷土芸能祭では、獅子舞 12 団体、鹿島踊り、川野車人形、海沢神庭の神楽、小丹波こ組はやし、羽黒三田神社囃子と合計 17 団体が午前 8 時 15 分から午後 4 時 25 分まで、奥氷川神社境内において各地区の郷土芸能を披露する予定です。

郷土芸能祭が奥多摩町郷土芸能保存団体協議会のお力添えで開催できますことに大変感謝いたしております。また、日頃から各団体におきまして郷土芸能を存続させるため、地域の方々の育成、研修、練習といった様々なご努力をいただき、本当にありがとうございます。

この奥多摩町郷土芸能保存団体協議会は、ふるさとを愛郷する精神を養い、郷土芸能を共通の文化遺産として保存・伝承し、町の発展に寄与することを目的に、20 団体で組織しており、主として地域の祭礼で活動していただいているところですが、小河内地区の坂本獅子舞、峰獅子舞、小留浦の花神楽は後継者不足等により、残念ながら現在休止となっております。

地域の祭礼は、地域の方々の交流や結びつきを強くし、子どもたちの郷土愛を育て、地域の活性化にも寄与する重要で大切なものと考えており、その意味でも郷土芸能は将来にわたり存続させていかななくてはならないものと考えております。

先月、奥多摩郷土芸能保存団体協議会から教育委員会へ祭礼で使用する道具等の修理・修復の費用の補助の拡充について要望がございました。町では文化財保存事業費補助金において無形民俗文化財の保存に必要な道具等の補修整備を予算の範囲内で、補助限度額を 100 万円とし、補助対象となる経費から国庫補助金及び都補助金の額を差し引いた経費の額の 2 分の 1 を補助してまいりました。

しかし、獅子舞の獅子頭の修復や衣装等の新調等、経費が限度額を超えることも想定されること、また、郷土芸能を継承していくための財政的な負担軽減を図るため、100 万円の補助限度額の引上げ、補助率の見直しを前向きに検討いたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6 番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。非常に前向きに検討するという言葉を聞きましてありがとうございます。ぜひともよろしく願います。

それと、今、教育長のお話がありましたように、非常に歴史がある各郷土芸能でござい

ます。鹿島踊りをはじめ、車人形、それぞれ皆さんが自主的に本当に努力していただいております。残念なことに鹿島踊りについては、地元の住んでいる方はいらっしゃらないと。車人形については、自治会の河村会長、武本先生を中心に一生懸命頑張ってください、また、ほかの地区の獅子についても一生懸命各保存会が頑張っているわけでございます。氷川小学校が獅子舞の授業というか、獅子を作っているという授業もありますし、それが本当に子どもたちの郷土芸能に対する楽しみというか、自分たちが作っていくというのは非常に郷土愛をつくる大事な大事なことだと思うんですね。

今、各保存会、一例ですけど、川井なんかでも半分でもないけど、町外から来てやってくれているんですけど、その人たちの理由はなぜかという、子どもの頃から獅子が好きだったと。それは子どもの頃から笛を聞いて育ったり、そういう意味で、ただ好きだからやっているんだということと来ているわけですから、そういうことをなぜなったかという郷土愛で、子どもの頃からそういう獅子を大事にしてきたということの、先輩たちも含めての思いがあったと思うんで、ここに来ていろんな過渡期に来ていると思うんで、財政的なもので何かある程度、極端な多くの補助をしろということではなくて、今、教育長から前向きだということで、ぜひとも予算を組んでいただきたいし、来年度に向けて実際各郷土芸能の事業費の中では、文化財事業費では入ってないですね。郷土芸能に対するお金は。郷土芸能協議団体にするお金ですね。協議団体にする予算が組んでいるわけですから、そこを通じて構わないですけど、なぜかという、獅子について羽があるんですけど、1本 2,400 円もするんですね。それは鳥が1羽2つしか取れなくて、めったに取れるものではなくて非常に時間がかかるものであるし、それを何本も使うし、獅子の頭だって1つ作ったって、昔の話だと 100 万ぐらいすると。3匹ですから 300 万ばっとかかるわけですね。もう使うこともそんなあるわけでもないですけど、昭和になってから作り変えた話は聞いてないところで、そういう地域も大分あるんで、そういう意味で修繕する必要があるし、また、人が動きますと、10人、20人が必要なわけですから、人が集まれば飲食等も増えるし、ある程度の金銭的な部分もかかるわけで、みんな自主のボランティア、寄附でやっている部分があるんで、先程言いましたように、獅子が好きだからやっているということですけど、いつまでもそれが続けるとは限らないんで、ある程度行政のほうも支援するということは大事かと思うんで、その点、協力をまたお願いしたいのと、6期長期総合計画の中で郷土愛をつくっていく中で、保存会に対するどのような応援をしていくかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 6 番、澤本議員さんのご質問にお答えします。

その他の支援ということですが、郷土芸能保存団体の再建等に対する経費につきましては、地域の人たちの結びつき等深めるために飲食等必要だと思うんですが、なかなかその飲食等に対して補助金を出すというところ、また、宗教的な面もありますから、その祭典のところに経常の経費のところに補助金を出すというのはなかなか難しいところもあると思いますけども、団体の存続等のところもございますので、奥芸協とも協議をしながら研究していきたいと考えております。

また、6 期の長計のほうに載せるというところですが、先程澤本議員さんがおっしゃったとおり、学校のほうも氷川小学校におきましては氷川獅子のほうを続けております。氷川獅子は平成 14 年から続けておりまして、今年 22 年目という形になっております。子どもたち、3 年から 6 年生で行っていますけども、今は学校の中で高学年の子が新しく 3 年生に入ってくる子に獅子舞を教えるような形で、中身を運営していております。

地域の方も今の氷川小につきましては、獅子舞のほうを子どもたちも認識してやっておりますので、地域のほうも地域の獅子舞のほうに参加するような形でお声かけいただければ、入っていただける土壌はできていると思いますので、その辺りよろしくお願ひしたいと思います。

また、古里小学校のほうにつきましては、今、篠笛をやっている形になっております。篠笛だけという形ですが、伝統文化に触れるきっかけとしてはいい学習だと思っておりますので、古里地区につきましても、その辺りからお声かけいただければと思っております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6 番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。お祭りということではなくて、それはいろんな問題があるのは重々承知していますので、保存会を存続するための件ですので、確かに飲食についてはボランティアで自分のものを、それを別に町に出せと言ってるわけじゃなくて、あくまで保存会として存続させるための知恵を出してほしいし、奥芸協とも話をしてもらって、困っているところがあったら何か応援する方法を考えていただきたいということなんで、もちろんそれには財政的なものを含むし、獅子の問題、さっき言いましたように 1 つ 100 万円以上で、3 匹ですから 300 万円は最低すぐにかかってしまうことになるんで、今すぐどうこうするという問題でもないかもしれないけれど、必ず出てくる問題なんで、そういうことも含めて、どこに相談するかといえば町に相談するしかないんで、教育委員会も含めて、特にそうなるんで、そのところをぜひとも諸問題、お祭

り等の問題もあるけど、それはあくまで保存会という形で私はお願いしたいと思いますので、ぜひともご検討のほうよろしくお願いしたいと思います。

以上で、終わらせていただきます。議長いいですかね。

○議長（小峰 陽一君） これで2問目の質問は終わりました。ありがとうございました。

○6番（澤本 幹男君） ありがとうございました。以上で、2問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、6番 澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、8番、宮野亨議員。

ちょっとお断りします。写真の提示がありますんで、許可していますんで、了解してください。どうぞ、宮野議員、お願いします。

〔8番 宮野 亨君 登壇〕

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

それでは、通告に従いまして1問質問させていただきます。地震などの災害時のトイレについて。

2024年1月1日に発生した震度7の能登半島地震にはじまり、3月には福島県沖震度4、茨城県南部で震度5弱、4月には岩手県沿岸北部、大隅半島東方沖で震度5弱、豊後水道で震度6弱、台湾で震度6強と大きめの地震がありました。

先日、一般社団法人助けあいジャパンの能登半島地震でのトイレの災害支援活動をズーム研修で学びました。その中でトイレの重要性を再確認したので、今回のテーマといたします。

避難所生活をしているシニアの方が病院に搬送される理由の1つは、本人の自覚症状のない脱水症状です。なぜ脱水症状になるのか、なぜ飲食を控えてしまうのか。それはトイレが汚くて行きたくないからです。被災地のトイレ問題は、テレビでは映せない、人が見るに見かねる程、人としての尊厳を傷つける問題であります。特に、女性や子どもは我慢してしまう傾向がある。

そこで、先程写真を持ってきましたので、ちょっと見ていただきます。食事前なんで自主規制しますので。見ていただければ。かなり汚いです。

設置場所にも気をつけなければならない。残念ながら阪神淡路や東日本でも多くの性犯罪が起きていた。暗がりのトイレはそのリスクを抱えている。

また、当たり前のことであるが、救援救助する側、自衛隊や医療機関関係者もトイレを使用する。能登半島地震の前から災害時のトイレ問題は喫緊の課題であった。能登半島地

震では下水道などに甚大な被害があり、避難所や災害拠点病院などに設置されたトイレトレーラーが大いに活躍した。

トイレトレーラーは、充電式バッテリー、ソーラーパネルを搭載した移動式トイレで、地震発生直後の断水下でも衛生的に使用できる。災害時に問わず、花火大会などの大きなイベント時にも活用できる。近隣の市町村でも導入を訴える声が上がっている。しかし、導入にはかなりの費用がかかることと大型イベントなどの使用頻度を考えると、町では導入は難しいかもしれないが、町内のみならず、他の被災地支援やイベント等にも活用できることから前向きに検討をお願いします。

また、西多摩地域広域行政圏協議会でもトイレトレーラーの導入や貸し借りの連携を深めた話し合いをしていただきたい。その中で、奥多摩町の支援の1つとして、トイレのための水、炊事、洗濯、風呂用の水の確保のための給水タンクや給水車の導入で水の確保を考えてはいかがか。水の確保を考えることにより、他の市町村に対して支援ができるのではないか。

地球温暖化による気候変動、前蓄積データが異常気象や何かでデータの的に当てにならない今では、いつどこでどのような形で災害が起こるか分からない状況想定は大変に難しいと思います。災害は、起きる前からの準備が非常に大事であり、考えておかなければならない問題です。町としてのお考えをお聞かせください。

①、避難所でのプライバシーの確保は。

②、災害時のトイレの対策は。

③、トイレトレーラーの導入は。

④、給水車、給水タンクなどの給水確保については。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、宮野亨議員の一般質問、地震など災害時のトイレについてお答えをいたします。

1点目の避難所でのプライバシーの確保はについてですが、町では災害時に3日以上の上の避難生活が必要となった避難者のため、全6か所の中・長期避難所の設置等をより充実させることにより、住民が災害発生時にも安全で健康的な生活を継続できるよう計画的に整備を進めており、プライバシーに関する部分につきましては屋内用のテント式パーティションの導入を進めております。

昨年度は奥多摩中学校用に27張を整備し、今年度は古里小学校、福祉会館及び水と緑の

ふれあい館用に各 15 張、計 45 張を整備する予定であり、来年度は旧日原小学校及び旧小河内小学校用に各 15 張、計 30 張を整備する計画であります。

このテント式パーテーションは、天井まで一体構造とすることで、上からの視線も完全にカットできるタイプとなっており、避難者のプライバシー確保に有効であると考えております。

なお、天井部分はファスナーによる開閉式ですので、シチュエーションによって使い方を変更することが可能となっております。

2 点目の災害時のトイレ対策はについてですが、町におきましては、令和元年台風第 19 号の際に発生した広域断水が記憶に新しいところであり、このときは東京都と連携しながら仮設トイレを各地域に設置し、対応を図りました。

また、災害に備えるという観点では、町内各所の防災備蓄倉庫に簡易トイレを配備しており、現状の総数は 264 個となっております。

また、議員からもご説明がありましたように、災害時におけるトイレの重要性につきましては、町としても同様の認識を持っており、今年度から自動ラップ式簡易トイレの導入を図ってまいります。このトイレは、バッテリー使用による自動熱圧着によって排せつ物を 1 回ごとにラップ（個包装）して密封するポータブルトイレで、直接手で触れることなく、臭いや微生物（細菌）を密封できるもので、より安全で衛生的な質の高いトイレ環境の整備に資するものと考えております。

3 点目のトイレトレーラーの導入はについてですが、今年 1 月 1 日に発生した能登半島地震をはじめとする災害現場においてトイレトレーラーを目にする機会は近年報道等を通じて行っており、トイレトレーラーを利用した被災者の声からもそのメリットは大きいものと感じております。

しかしながら、議員からも導入費用の懸念等についてご説明がありましたように、導入には 1 台当たり 3,000 万円に迫る費用がかかること、それを牽引する車両が必要であり、運転には牽引免許が必要であること、道路が寸断された場合は移動ができないこと等、狭隘な地形に集落が点在する当町におきましては、費用面も含め、課題が多くあり、現状におきましては導入は難しいものと考えております。

また、西多摩地域広域行政圏協議会における話合いにつきましても、8 市町村ごとにそれぞれの財政状況をはじめ、考え方や地域特性が異なることから、トイレトレーラーに特化した話合いは、現時点では足並みをそろえることが難しいのではないかと考えますので、他市町村の状況を見ながら今後の方向性を探ってまいります。

4 点目の給水車、給水タンクなど給水確保についてはについてですが、議員からは他の市町村に対しての支援を視野に入れた給水車の導入についてご提案をいただきました。ご承知のとおり、町の上水道につきましては、簡易給水施設区域を除き、東京都水道局による給水を受けている状況にあります。

令和元年台風第 19 号時の広域断水では、東京都水道局をはじめ、羽村市、檜原市並びに民間ボランティア皆様のご支援、ご協力により、多くの給水車等を奥多摩町のために動員していただき、また、東京都水道局においては、人海戦術により町内各戸に飲料水の入ったポリタンクを配布していただきました。

このように町では都営水道を利用しているため、町が給水車や給水タンクを導入して他市町村への支援をしていくことは現実にはすぐれない状況にあるものと考えますが、災害時を想定した給水確保対策につきましては、東京都水道局により水道管の耐震継ぎ手工事の推進や避難所における応急給水栓の設置が進められております。

議員がおっしゃっているとおり、災害はいつどこでどのような形で発生するか分かりません。今の時代、想定外という言葉は通用しなくなってきております。

町といたしましても住民の安全・安心を確保していくため、東京都をはじめとする関係機関と連携し、災害への備えを進めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問ありますか。

○8 番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。簡易トイレが 264 個置いてあるということで。1 点、災害時、先程写真見せましたが、現状はかなり、なってみないとわからないですけど、非常に大変な状況が生まれると思います。そこで、今、トイレの問題であります、小・中学生の方々が洋式に慣れていると。私たちだったらかなり年代古いんで、トイレは外であれば何とかしますけど、心配しているところは小・中学生とか学生に対してこういう災害時の排せつなんかの問題を今後、テーマとして少し盛り込んでいただくことはできるかどうかの質問をさせていただきたいんですが。1 問お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 8 番、宮野議員さんのご質問にお答えします。

宮野議員さんがおっしゃられるとおり、今、小・中学生、家も洋式トイレで、また、学校につきましても体育館、校庭に一部和式トイレはございますけども、校舎のほうは全部洋式化しております。学校では確かに子どもさんの中では和式のトイレを経験したことのない子どもも当然いると思います。学校におきましては防災・震災の教育も実施しているところであります。学校のほうと和式トイレの使い方、その辺り子どもたちがどうなっ

いるのか状況をお聞きしまして、学校と確認しまして研究していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問ありますか。

○8番（宮野 亨君） 再質問ではございません。本当に今日もこれから雨がかなり降るようなことで、災害がいつどこで起こるかわかんないんで、職員の方、また、議員もそうなんですけど、みんなが本当に一つになって自助・共助・公助の部分で頑張っていたら、日頃皆さん頑張っていたらいて感謝申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、8番 宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、10番 原島幸次議員。

〔10番 原島 幸次君 登壇〕

○10番（原島 幸次君） 10番、原島幸次でございます。

長畑生活館の建て替えについてを1点質問させていただきます。

長畑生活館は、各方面及び自治会員挙げての資金援助により昭和50年2月に完成し、現在まで築50年が経過しており、各所に老朽化が進んでおります。

現在の生活館は神社の土地を借受け、自治会員の労力奉仕により宅地造成が行われ、木造モルタル造りの平屋の生活館が建築されました。現在の建物は土地の一部を埋立てており、場所によっては土地が沈み、建物の高さが西側と谷側では違っております。また、基礎のコンクリートにひびが入り沈んでいるところも見受けられます。

長畑生活館は地域の高い場所に位置し、アクセスは階段のみであり、足腰の弱い高齢者には行くだけで大変で、車椅子での利用は現在できない状況です。役場による健康相談、自治会の総会、各種会議や夏祭り等各行事に高齢者が出席できず、地域コミュニティの希薄化に繋がっております。

また、生活館は今まで災害時の避難所になっておりましたが、建物の西側は急峻な地形になっており、町の防災マップでは土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに指定され、利用することはできません。

高齢者や障害者及び地域住民の避難所としての安心・安全を確保するためには、現在の場所以外に安全で地域の誰もが行きやすい場所に生活館を建て替えるのが喫緊の課題と考えますが、町のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問、長畑生活館の建て替えについてお答えをいたします。

各自治会で利用されている生活館等は、建設、或いは改修年度が昭和 40 年代のものから平成 30 年度までと幅広く、建設用地につきましても町有地と個人などからお借りしている用地が混在しており、その多くが町特有の地形の影響もあり、平たん地が少なく、限られた面積の中で斜面や山裾の厳しい立地条件の土地に建てられている生活館が数多くございます。

また、設置主体については町ではなく、自治会が設置主体である生活館等もあり、長畑生活館につきましても愛宕神社の用地をお借りし、自治会が設置主体となって建設されたものであり、建設当時のご苦勞があったものと拝察いたします。

長畑生活館は、奥多摩町土砂災害ハザードマップにおいて土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に位置しており、奥多摩町地域防災計画においても大規模事故時のみ開設する避難所として位置づけられており、有事の際は避難先として広域避難場所である奥多摩中学校への避難をお願いしているのが現状であります。

議員からもご説明がありましたとおり、長畑生活館は高台にあり、生活館等へのアプローチが階段のみであるため、高齢者や身体の不自由な方などにとって利用しやすい施設とは言いがたい状況にあることも認識しております。

しかしながら、町内の生活館等のほとんどが土砂災害警戒区域であるイエローゾーン、もしくは特別警戒区域であるレッドゾーンに含まれており、町といたしましても昨今の多発する災害状況から、できる限り安全で住民皆様が集まりやすい立地条件を満たしたエリアに生活館等を建設することが望ましいと考えますが、町の急峻な地形から用地の確保を含め、困難な状況にあることも事実であります。

今回、原島議員からは長畑生活館の建て替えについての一般質問をいただきましたが、ご質問と同様の趣旨で、長畑自治会長からも長畑生活館の建て替えについての要望書をいただいております。

生活館の建て替えや改修につきましては、これまでも町議会の一般質問でご質問いただいております、計画的に整備を進めると答弁をさせていただいておりますが、生活館の建て替え及び改修等には多くの財源確保を図る必要もあることから、施設の建設年度や老朽化、或いはバリアフリー化の状況等を考慮しながら、また、今年度改定を予定している地域防災計画の内容を踏まえ、町の方針を検討してまいります。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。

○10 番（原島 幸次君） ご答弁大変ありがとうございました。奥多摩はこんな急峻な地形なものですから、生活館も危険な場所が非常に多いと。また、町のハザードマップでも土砂災害特別警戒区域に建ってる場所もあるということなのですが、なかなか年配の方に、生活館に行きたくてもなかなか行けないんだよ、何とかしてもらいたいという悲痛な声が常にあることを町に申し上げたいと思います。

今、町長のほうから奥多摩中学の体育館という避難場所になっておりますが、体育館も現在は夜間は誰もおりませんし、災害が夜中にあった場合、いざ体育館に逃げても自治会長さんのうちに行けば鍵があるかも分かりませんが、鍵を借りて行ったとしても火はない、ましてエアコンが入ってないものですから、真冬の場合なんかはストーブもなくて、本当に逆に凍え死んでしまうんじゃないかと。ふだんしょっちゅう行っていないものですから、なかなかちょこっと行けと言っても行けない。小会議があったり、集まりがあってもなかなか体育館を使うわけにいきません。その辺を考えれば、これから高齢化がどんどん進んでいく中で、地域のコミュニティ、お年寄りが常に生活館へ来て話ができて、いろいろな情報を得たり、元気に過ごしていただくためにもぜひ生活館の建て替えを実行していただきたいと、それを強くお願いいたしまして、質問を終わりにさせていただきます。回答は結構でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、10 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開します。

午前 10 時 56 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番 伊藤英人議員から 4 問の通告を受けております。1 問目の質問を許可します。伊藤議員。

〔2 番 伊藤 英人君 登壇〕

○2 番（伊藤 英人君） 2 番、伊藤です。

1 問目として、ブロック塀改修補助の早期実施を。

以前の議会での一般質問で、避難路や通学路沿道のブロック塀の改修助成は、避難路の

設定が現実的に困難なため実施予定はないと伺いました。ですが、町民や観光客等来町者の安全確保は取り組むべきことであり、国も都も町の地域防災計画もブロック塀の改修等の助成措置を推進している状況にあります。

以下、伺います。

①国や都のブロック塀対策事業では、町内の建築基準法上の道路の全てを避難路として指定して事業対象とすることも可能と考えられ、域内に土砂災害警戒区域等があっても同様です。また、地域防災計画等で位置づけた避難路のほか、学校と教育委員会が指定する通学路であっても事業対象となると考えられます。町内の民間ブロック塀の改修等について補助制度の早期実施はできないでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、伊藤英人議員の一般質問の1問目、ブロック塀改修補助の早期実施をについてお答えをいたします。

議員からは、ブロック塀に関する同様の一般質問を令和5年第4回町議会定例会及び令和6年第1回町議会定例会でいただいております、私からはその都度、町の現状を含め、お答えをさせていただきました。

今回のご質問内容につきましても、町内の民間ブロック塀の改修について補助制度の早期実施を求めるものであり、基本的にはこれまでと同様のご質問であると認識をしております。このため、これまでお伝えしてきた答弁内容と重複することもあるかと存じますが、ご容赦をお願いいたします。

まず、地域防災計画におきましては、ブロック塀及び石塀の倒壊は、人的被害とともに道路閉塞の原因となり、救助、復旧活動に大きな影響があるため、町は、東京都多摩建築指導事務所と協力して、主に避難道路及び通学路沿いのブロック塀の実態調査を実施し、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行っていく旨を記載しております。

しかしながら、広大な面積を有し、集落が点在する当町におきましては、児童・生徒を含め、住民や町を訪れる皆様が利用する道路や通路も多岐にわたっており、避難路や通学路を明確にできないこと。また、議員がおっしゃっているように、全ての道路を避難路に指定することは、町の実際の状況を鑑みて現実的ではないということは想像に難くないと存じます。

このためブロック塀の所有者への直接的な指導や改修に対する補助制度の導入などは予

定しておりませんが、これまでもお伝えしたとおり、自治会やPTAなど各地域においてブロック塀に限らず、通学や避難に際し、危険と思われる箇所を把握した場合は、まずは地域住民間での情報共有や対策の検討を行っていただくことが肝要であると考えております。また、町におきまして必要に応じて周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） 再質問です。ご答弁ありがとうございました。これまでも確かに分かっていることなのですが、再質問といいますか、どうしても理解ができない部分がありまして、その部分を確認させていただきたいというのがありまして、再質問する前に、まず触れておきたいのがちょうど6年前の今日が大阪で事故があった日なんです。あれから6年がたって、これで防災に関して何か全国で対策が進んでいるのかというと、奥多摩町に関しては、6年間で何もしなかったというのが事実であるというのが自分の認識なんです。それを踏まえて自分が理解できないというのが6年の間、つい最近でも老朽化したブロック塀とか、カーブミラーとかが倒壊して子どもに当たるなんていう、そういう子どもの犠牲というのは尽きないんですけれども、これまでの町の答弁を聞いていると、避難路は設定できない。それは、広範囲にわたるから、土砂災害警戒区域などがあるから、それを設定してしまうことはかえって危険性を生むことだからということなんですけれども、一方ではそれは合理的ではあるんですが、所有者の責任であるということとか、今の答弁でもありますけれども、自治会やPTAの責任でやってくれという話であったりとか、避難路は町のほうでは決めないから避難者が自己判断してくれというふうに考えている。ただ、一方で国とか都は、こういったブロック塀対策に関して制度の補助金を出していて、だけど奥多摩町としてはその制度については否定的であるという状態にあるんじゃないのかなと思っていて、そこがどうしても理解できないんですね。

つまり、本当にブロック塀で事故があった際に、責任の所在は町のほうにはないのかどうかということをどう捉えてるのかなとか、今後は防災拠点として新庁舎を建設するというふうに考えているんですけれども、かなり身近な問題である生活道の安全確保というのを何でここまで後回しにしてしまうのか。合理的な理由があるからやらないんだというのがこれまでの答弁なんですけれども、庁舎建設する前に住民の安全確保のほうを先にやったほうがもっと何かとスムーズに進むような気がするんですね。

あと考えられるのは、地域防災計画を奥多摩町でちゃんとつくってありますけれども、その中でもブロック塀の改修については助成措置などをして推進していくと言っているとい

うのは答弁の中にもありましたが、計画にはある、だけど、現実は無理というふうに計画は計画、現実は無理という感じで、本音と建前を使い分けちゃっている状態で計画をつくるというのは、これから始まる第6期長期総合計画も絵に描いた餅になってしまうというリスクをここで生み出してしまうわけだから、計画と現実の施策についてはもうちょっと整合性を持たせたほうがいいんじゃないかなと思ひまして、つまり、自分があくまでも理解できないという点を再質問したいわけですから、1つとしては、仮に民間のブロック塀で事故があった場合、その責任の所在はどこにあるのかというのについて町としての所感を伺いたいということと、2つ目としては、庁舎建設は防災拠点という位置づけがあるのだからということで推進していかなくちゃいけないんですけれども、だけど、こういうブロック塀の補助については推進しない。計画には推進するとあるけれども、やはり現実的には推進しないというのはなぜなのかというのをもうちょっとかみ砕いて説明していただきたいというのと、第6期長期総合計画をこれから策定していかなくちゃいけないことに当たって、計画という目標と現実の落とし込みの部分をどう捉えているのかなというこの3点ぐらいかな、質問させていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 先程の町長の答弁の確認をさせていただきます。ブロック塀については自治会やPTAの要望に任せっきりだというような答弁だったんですけど、そうは私は取らなかったんですけど、どうでしょうか。総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 只今2番、伊藤議員さんからの再質問、また、小峰議長のほうから町長答弁の内容について確認がございましたので、その点について先に発言をさせていただきますと思います。

町長答弁の中で文言といたしましては、今後、PTAであるとか、自治会の方、こういったところを各地域においてまずそういった危険と思われるところを把握した場合は、まずちょっと情報共有を図っていただきたいという話をさせて、また、そこでもしその地域内で対策の検討が図れるのであれば、その検討もお願いしたいということを申し上げています。

ただ、それは地域に丸投げという話では当然ございません。このブロック塀に限った話ではございませんけれども、何か災害があった際も、これまでも日本全国どこでも言われているようなことですが、まず自助があって、共助があって、公助という段階を踏まえてという意味もございしますので、町長の答弁の内容としては、そういったところがあるということでご認識をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員の再質問についてお答えください。総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） それでは、2番、伊藤議員さんからの再質問ということでございます。3点というお話がございました。

1点目で、仮に民間のブロック塀で事故等が発生した場合に、その責任の所在はどこにあるかというような質問だったかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。この今、再質問いただいた中の事故についても単にブロック塀が倒れるといっても、それこそどういったブロック塀の状況、例えばしっかりしたものなのか、そうでないのか、或いはその地盤の関係だったのか。民有地内、民間の塀ということですから民有地のことだと思うんですけれども、その管理がどうだったのかという話も出てきてくると思うんで、まずはそこなのかなという感じがするんですね。

したがって、答弁の中で責任の所在がどこにあるかというのは、一概にちょっとお答えすることは、シチュエーションが分かりませんので、それはできないということでご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目ですか、新庁舎建設、防災拠点としての位置づけ、それからその推進についてというような2点目の再質問でよろしいでしょうか。

○2番（伊藤 英人君） 計画があるのに何でやらないか。

○総務課長（山宮 忠仁君） 失礼いたしました。2点目は、地域防災計画の部分と現実的ないろいろな対応というか措置の部分ということでよろしいでしょうか。

○2番（伊藤 英人君） 2点目は、例えば新庁舎の建設予定とこの生活道などの安全確保がどのような優先順位になっているのかという程度の再質問と考えてください。

3問目が第6期長期総合計画へのこの計画と現実の乖離性が整合性の取れてないところが影響するのではないかとこのところの所感を伺っておりました。すみません。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 失礼いたしました。改めまして2点目の部分でございます。新庁舎の建設を今進めているというところと生活道の部分ということで、この辺の優先順位というなお話でございます。

これについてはどちらが優先で、こちらが後ろでという話ではなくて、先程伊藤議員の発言の中で6年間何もやってこなかったというような町へのお話もございましたけれども、それが町といたしましてはどの部分で何もやってこなかったのかなというのは逆に具体的にお話の中では見えてこないなというのがあります。

そういった中で、ブロック塀の話から始まってはいるんですけど、生活道の話に今、話

がちよっと拡大していらっしゃるなという部分であります。

その生活道についても環境整備課長からもよくお話しさせていただいておりますけども、340 路線程度の町道を抱えていて、ご承知のとおり、こういった東京都の 10 分の 1 の広大な面積を抱える奥多摩町で、集落が広範囲に点在しているという中で、当然何もしてないわけではなくて、少ない職員の体制の中では日常的に管理、通報をいただければ、すぐに対応を図って直営で当然やりきれませんので、そこは道路維持管理費とかそういったものも含めて対応しているという状況です。

当然、自治会からも先程いろいろありましたけれども、ブロック塀に限らず、生活道とか通学路の部分についても P T A の生活改善要望というのを毎年いただいておりますので、2 点目の質問の最初の部分に戻りますけれども、新庁舎と生活道の優先度ということについては、当然、住民生活どちらにも大切なものであるというふうに我々は思っていますので、同じように、それこそ財政のお話であるとか、予算の話であるとか、人の張りつけの話である中で、最大限の努力は今後も努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

それから 3 点目です。6 期長計の部分のお話もいただいております。計画と目標と、それを現実はどうやって落とし込みをしていくのかということ、乖離がこのままだとあるんじゃないんですかというような意味合いの 3 点目のご質問かと思えます。この辺については、3 月のときにも私、前職のときにも説明をさせていただいておりますけれども、従前のいわゆるコンサルが入って日本全国似たような計画づくりではなくて、新しくそこに若手職員を投入して議論したり、また、先程の民間事業者、また、大学連携という中では大学のほうの研究所も入ってもらって手作り感のある、それは何かというと、住民の生活に密着したということで、逆に言うと乖離を生じないような計画にして、6 期長計については住民の皆様にも身近に手に取ってもらえるような計画書づくりに資するように進めていきたいというお話をさせていただいておりますので、当然、今、現在進行形ですので、これからそこを伊藤議員からもご提言いただいているところですので、乖離しないような形で、生活に密着したような身近な計画書になるように落とし込みをしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、例えば庁舎とか、6 期の計画とかの中でブロック塀に具体的に繋がるような形でうちちょっと分かりやすく話していただけるとありがたいですね。再質問ありますか。

○2 番（伊藤 英人君） 詳しい説明ありがとうございました。

再答弁の中で、自助・共助がまず先にあるというのは、それは分かるんですが、国や都は公助としてブロック塀の改修に対して補助制度を実施していて、その補助制度は奥多摩町が実行しなければならないという設計になっています。

公助の部分を、今の再答弁では、予算、財源、職員の人員の部分という懸念点があるということもありましたけれども、でも、ブロック塀に関しては補助制度さえ新設してしまえば、あとは施工などは業者さんと所有者さんがやることであって、機械的に回っていくものですので、そこまで心配する必要性はないように感じるんですよね。何かそこまで後回しにしなければいけない理由があるのではないかというふうに思っていたんですけども、でも、今、課長のお話からあるように、今回つくられている第6期長期総合計画は本当に新たな手法でやるものですので、そこは本当に期待できると思うんです。

こういったとても身近な防災対策を地域防災計画では計画に盛り込んでいるのに、そして、国も都も補助制度をつくってあって、あとは奥多摩町が事務的にゴーサインを出せば実施できるのに、地形的な問題があってやらないという状況で止まってしまっているんですけれども、なので、地域防災計画というのは、取りあえずは計画は実行しないというお考えでいいのかなというところを再々質問させていただきたい。地域防災計画でうたっていることは、実際のところ実行する予定がないというところをはっきりと伺いたいかなと思います。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 2番、伊藤議員さんの再々質問についてお答えを申し上げます。

町は計画にあることを実行しないのかというような内容かと思われます。ただ、この部分につきましては町長答弁の中でも申し上げておりますように、いわゆる持ち主が個人の方という部分なので、原則的には町が直接手を出す部分ではなくて、そういった中で、伊藤議員さんは補助制度という言い方をされているのかと思うんですけども、ただ、その前段階として、答弁の中にもありましたけども、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行っていく旨を計画の中に記載しているというところですので、直接的な事務手続とか、そこまでは計画の中では明記してございませんので、決して何もしない、実行しないということではございませんので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） 質問はいたしません、自分の記憶では、地域防災計画の中では助成制度などを活用して推進していくというふうに書かれていたと思ったんですよね。で

すので、引き続き、第6期長期総合計画への影響などのことも考えて地域防災計画に関しても計画と目標を何とか現実に即して実施できるようご検討をお願いいたします。

取りあえずこれで1問目に関して以上にさせていただきたいと思います。答弁は不要です。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問を許可します。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。防災無線の活用による観光産業分野での取組と子どもたちの見守りを。

近年、サル、クマ、イノシシといった野生動物が人の生活圏内に現れ、特にサルは人慣れし、奥多摩駅周辺でも歩行者にかなり接近するようになっております。いずれ人身被害の発生が予見され、住民のウォーキング控えも見えられるほか、登下校時の児童・生徒や観光客の安全にも大きな不安があります。

野生動物の出没に対しては、継続的で組織的な追い払いなどの地域ぐるみでの対策が重要であり、地域全体の意識の共有が必要です。

また現在、町の行政防災無線では、朝夕の広報のほか、通年で午前7時と午後6時にメロディーチャイム「オータム」が流れ、夏休み期間中の午後5時に帰宅を促す「あの町この町」が流れております。

しかしながら、児童・生徒にとって通年で流れる午後6時のチャイムのほうが帰宅を促すチャイムとして習慣的に認知されているおそれがあります。児童・生徒の帰宅や見守りを促すだけでなく、住民一人一人が地域の安全を意識し、行動する継続的な機会としても、現在、夏休み期間中のみのチャイム呼びかけを通年で下校時間帯、または日没前の時間帯に実施すべきと考えます。

以下、伺います。

①防災無線による下校時間帯等の呼びかけ放送は通年で可能でしょうか、町の考えを伺います。

②奥多摩町には観光地、国立公園、大型野生動物の生息など特有の環境があります。観光客へのごみ等の片づけ、マナー啓発、登山者への早期下山、道迷いの注意喚起、住民への不審者や野生動物への警戒と子どもの見守りなど、町内にいる全ての人の安全、無事の帰宅を祈るようなもてなし、呼びかけを①と合わせて行政防災無線を活用してできないでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の防災無線の活用による観光産業分野での取組と子どもたちの見守りをについてお答えをいたします。

ご質問の1点目、防災無線による下校時間帯等の呼びかけ放送は通年で可能か、町の考えはについてですが、議員からご説明がありましたとおり、町では夏休み期間中の毎日、午後5時に防災行政無線で子どもたちに向けて帰宅を促す放送を戸別受信機及び屋外スピーカーで、また、通年では午前7時と午後6時にメロディー「オータム」を流しております。

この「オータム」を流す経緯につきましては、町制施行40周年、第2次世界大戦終戦50周年の節目である平成7年に記念事業として愛宕山に平和の鐘が建立されたことによるものであります。これは町自治功労者で教育委員長でありました故木村量平先生が生前、次代を担う青少年の育成や観光宣伝に意を注ぎ、特に愛宕山をこよなく愛され、ご寄付が寄せられたことから、そのご意志を汲んで建立されました。

町では「平和の鐘」と命名し、この鐘が永遠に多くの人々に平和と安らぎを与え、次の世代に引き継いでいくことを願い、役場をはじめ、計5か所の防災行政無線の屋外スピーカーから30年近くにわたり「オータム」を流し続けており、今では住民皆様に定着し、親しまれるメロディーになっているものと考えております。

議員からご提案のありました下校時間帯等の呼びかけ放送につきましては、小・中学校、また、学年により下校時刻が異なっており、小学校では放課後におきまして学童保育、放課後子ども教室の利用や電車、バスの出発時刻まで学校にいる児童が多く、一斉に下校する状況ではないため、呼びかけ放送をする時間設定が難しいこと、また、定時に呼びかけ放送をすることで、子どもたちの下校時刻が不審者等に特定され、犯罪に繋がるおそれがあるため、子どもたちの下校をお知らせする通年での呼びかけ放送は難しいと考えます。

町といたしましては長らく流れているメロディーチャイムが定着していることや「平和の鐘」との関連性並びに下校の呼びかけ放送について課題等があることから、夏休み期間中の帰宅を促すチャイム、呼びかけ放送を含め、これまでどおりの対応を継続してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、観光客、登山者、住民など、町内の全ての人の安全、無事の帰宅を祈るようなもてなし、呼びかけを下校時間帯の呼びかけ放送と併せて防災無線を活用できないかについてですが、防災行政無線の屋外スピーカーは5か所であり、その設置状

況から町全域をカバーするものではないため、観光客及び登山者への呼びかけに適しているとは言えません。

このため観光客へのごみ等の片づけやマナー啓発については、注意喚起のポスター掲示のほか、昨年8月に続き、本年春の大型連休期間中の4月27日から5月6日までの間、氷川地区の昭和橋下及び小丹波地区の寸庭橋下の多摩川河川敷においてバーベキュー客に対し、ドローンに搭載したスピーカーによる呼びかけを行ったところであります。

一方、登山者への早期下山や道迷いの注意喚起については、登山道の看板のほか、奥多摩観光協会や奥多摩ビジターセンターのSNSなどにより最新情報を交え配信されており、更に春や秋の登山シーズンにおいては、青梅警察署や奥多摩消防署により奥多摩駅前での啓発活動も行われております。

また、住民皆様に対する不審者や野生動物への警戒と子どもの見守りについて、子どもの見守りは夏休み期間中の毎日午後5時に放送しており、不審者情報や獣害に関する情報は、従来から戸別受信機で朝夕の定時放送のほか、状況に応じて臨時放送により実施しているところであります。

なお、野生動物の出没に対して、町では今年度から獣害報告LINEアプリを導入し、4月に町広報及びホームページに掲載し、5月には自治委員会議において担当課から自治会長の皆様に対し、活用をお願いをしたところであります。

今後、自治会への回覧も予定しており、広く住民皆様に活用していただき、リアルタイムで野生動物の出没情報等を把握して、議員ご提言のとおり、継続的で組織的な追い払いなど、地域ぐるみで実施する対策や地域全体の意識の共有に繋がるよう、猟友会との連携はもちろん、住民皆様にもご理解並びにご協力をいただけるよう町として引き続き周知を図ってまいります。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございます。「オータム」、全国の自治体でまれに見る名曲だと思います。これを活用しないのはもったいないというのは自分も思います。それとは別に「あの町この町」が夏休みの間は流れています。答弁の中では、下校の時間帯の設定が難しいからというのがあるんですけども、質問としてはしないと思うので、答弁は不要です。

他の自治体とかを考えても、学童保育とかはあるはずなのに、でも、下校の呼びかけの放送をしているんですよね。ですので、時間帯の設定が難しいというのは、そんなに困難な理由にはならないような気がします。

不審者の誘発に関しては、奥多摩町に関しては不審者というよりも言葉の通じない野生動物への警戒のほうが強いわけだから、下校時間帯は当然、子どもたちは屋外にいるわけで、屋外にいる子どもたちの安全を守るためには住民や観光客の人たちに広く呼びかけて、今の時間帯は子どもたちが通る、だけど、それと共存するように野生動物もいる。だから、不審者を警戒するというよりも野生動物を警戒してくださいという周知をする必要はあるように思うんですけれども、というふうに思いますので、まだ検討できる余地があるならば検討をお願いします。

それと観光客や登山者への呼びかけは、5か所のスピーカーだけでは達成できないんだというのはあるんですけれども、これについても登山者とか観光客、仮にもう下山した後とか、帰り支度をしている最中の観光客や登山者であっても、そんな無事にお帰りください、下山は早くするよう心がけてくださいというのを奥多摩町が防災無線でスピーカーで流しているということを駅周辺の飲食店とか、電車を持っているホームの上とかで聞くことができれば、奥多摩町は本当に観光に理解のある町なんだなと思っていただく機会になれるように思うから、こういうのは積極的に実施したほうがいいかなと思いました。答弁は不要です。

これで以上にいたします。

○議長（小峰 陽一君） 2問目の質問は終わりました。

次に、3問目の質問を許可します。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。奥多摩小屋跡地について。

東京都唯一の日本百名山雲取山への主要な登山ルートに奥多摩町営奥多摩小屋がありました。しかしながら、激しい老朽化のために2019年、平成31年に閉鎖し、小屋の解体、搬出、用地の所有者への返還も完了しております。

その後も環境省、東京都、奥多摩町などの関係機関による奥多摩小屋跡地活用懇談会が継続的に行われ、課題や活用法について検討してまいりました。

以下伺います。

①奥多摩小屋跡地活用懇談会の中で、登山者の安全確保や自然環境の保全の観点から、東京都環境局が奥多摩小屋跡地に五十人平野営場設置検討の報告があったと伺います。その後の経過、今後の予定はいかがでしょうか。

②都により五十人平野営場が設置された場合、奥多摩町はどのような関わり方になりますか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3問目の奥多摩小屋跡地についてお答えをいたします。

まず、奥多摩小屋跡地活用懇談会の中で、登山者の安全確保や自然環境の保全の観点から、東京都環境局が奥多摩小屋跡地に五十人平野営場設置検討の報告があったと聞く。その後の経過、今後の予定はについてですが、奥多摩小屋跡地活用懇談会は、平成 28 年 10 月に開催後、直近では令和 4 年 3 月に 4 回目を開催し、その後は随時、東京都環境局から情報提供を受けているところであります。

現時点、東京都の事業として来年 3 月の完成に向け、五十人平野営場の整備工事が実施されており、その整備に当たっては、雲取山の登山ルートとして多くの利用が見込まれることから、登山者の安全性はもとより、周囲の自然環境に配慮をして整備することが重要とされております。

具体的な設備は、屋根つきの休憩施設のほか、自然を体感して宿泊できるテントサイトを整備し、トイレは水を使用せず、微生物により分解処理する方式で、電力は休憩施設の屋根に設置する太陽光パネルで確保するとのことであります。

また、野営場を囲む防護柵を設置することで、シカの食害から植生を守り、登山者の安全性と快適な利用環境を確保するとのことであります。

次に、2 点目の都により五十人平野営場が設置された場合、奥多摩町はどのような関わり方になるのかについてですが、現在、東京都環境局と協議中の段階であり、町といたしましては、担当課の執行体制を踏まえ、事務負担のないよう提案をしており、今後、具体的に説明できる状況になりましたら町議会にも報告させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2 番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございます。来年 3 月、つまり、今年度の末の完成予定ということで了解いたしました。

以上で質問はありません。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員の 3 問目の質問は終了しました。

次に、4 問目の質問を許可します。

○2 番（伊藤 英人君） 奥多摩町のユネスコエコパーク登録について。

ユネスコ、国際連合教育科学文化機関が認定する人と自然の共生を目指すモデル地域のことを日本ではユネスコエコパークと呼びます。2019 年、令和元年、奥多摩町を含む「甲

武信ユネスコエコパーク」がユネスコに認定され、秩父多摩甲斐国立公園の指定地域とその周囲を基本として範囲が決められております。奥多摩町は東京都で唯一、ユネスコエコパークに含まれる自治体となります。

しかしながら、例えば埼玉県秩父市や山梨県甲州市では、市役所や主要駅など、国立公園区域外の市街地も範囲に指定し、教育や研究、経済と社会の発展の取組を促しておりますが、現在の奥多摩町の指定区域は限定的で、ユネスコが想定する機能や効果は十分に発揮されない状況にあります。

更に、奥多摩町の指定が限定的なままでは、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる東京都内の近隣市町村、すなわち青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村の甲武信ユネスコエコパーク指定が進まず、貴重な資源の保全など、地域間、多摩川流域の連携に支障を生みかねない状況です。

また、現状では甲武信ユネスコエコパークの広報パンフレットなどに奥多摩町や東京都は紹介されていません。

なお、ユネスコエコパークに指定されても国内の既存の法律などで管理するため、新たな規制はありません。

以下、伺います。

①奥多摩町が甲武信ユネスコエコパークに登録されたことについて、また、奥多摩町が範囲を限定した指定となっていることについて町の所感はいかがでしょう。

②山梨県庁にある甲武信ユネスコエコパーク推進協議会への加入予定や奥多摩町としてのユネスコエコパークでの取組について活動予定はいかがでしょう。

③奥多摩町全域がユネスコエコパークに指定されるよう推進すべきと考えます。町のお考えはいかがでしょう。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4問目の奥多摩町のユネスコエコパーク登録についてお答えをいたします。

ユネスコエコパークとは、正式名を生物圏保存地域といい、人間と生物圏計画の枠組みに基づいてユネスコによって国際的に認定された地域であり、日本ではユネスコエコパークと呼ばれております。

世界遺産が手つかずの自然を守ることを原則とする一方、ユネスコエコパークは生体の

保全と持続可能な利活用の調和、自然と人間社会の共生を目的とする取組となります。

1 点目の奥多摩町が甲武信ユネスコエコパークに登録されたことについて、また、奥多摩町が範囲を限定した指定となっていることについて町の所感はについてですが、甲武信ユネスコエコパークについては、令和元年 6 月 19 日にパリで開催された人間と生物圏計画国際調整理事会において審議が行われ、ユネスコエコパークに登録されております。

登録に当たっては、平成 28 年度に甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会が設置され、その構成団体として山梨県、埼玉県、長野県の 10 市町村が加盟し、登録に向けた準備が進められておりました。奥多摩町においてもこの登録推進協議会の前段に当たる登録推進協議会設立準備会への参加の依頼がございましたが、協議する時間が限られており、十分な検討ができないこと、加盟するメリットが見いだせないことなどから、当時の判断として準備会への参加を見送ることといたしました。

その後、協議会において奥多摩エリアを含めない地域設定案で検討しておりましたが、国立公園特別保護地区に指定されている雲取山の奥多摩エリアを行政界で区切ることが難しいとの専門家からの指摘を受けたことにより、協議会から町に対し、奥多摩エリアの一部を地域設定したいとの依頼がありました。

町としても協議会へは加盟しないものの地域設定については支障なしと回答し、現在の地域設定となった経緯であると認識をしております。

次に、2 点目の山梨県庁にある甲武信ユネスコエコパーク推進協議会への加入予定や奥多摩町としてのエコパークでの取組について活動予定はについてですが、現在、町は甲武信ユネスコエコパーク推進協議会への加入はしておりません。本年 2 月に副町長、関係課長と山梨県の担当者が東京都環境局の職員同席の下、現在の甲武信ユネスコエコパークの活動状況等について情報交換を行いました。現時点、町の方針は決まっていないため、加入予定や活動予定はございません。

次に、3 点目の奥多摩町全域がエコパークに指定されるよう推進すべきと考える。町の考えはについてですが、議員からのご質問にありましてとおり、秩父多摩甲斐国立公園に包含される自治体は、奥多摩町だけでなく、近隣市町村にも影響を及ぼすことや協議会の設置や日本ユネスコ国内委員会の国内審査の手續などに多くの時間と労力を費やすことから、町だけで判断できる状況ではないため、近隣市町村とも協議しながら慎重に検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2 番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございました。推進協議会の準備会への参加

の依頼については、当時は参加準備ができなかったのも、参加はしなかったということなんですけども、現状のオーバーツーリズムの状況を考えたり、秩父多摩甲斐国立公園になっているにもかかわらず、そういった観光客のマナー違反行為が行われている状態ということを考えても、すみません、あと 10 分程度続けたいかと思います。

このユネスコエコパークという事業については、国際的な機関による認定のもので、国立公園の更に上に行くような付加価値を生む認定となるわけですので、現状、観光ごみの問題などに困っている状態の奥多摩町であれば、ここでユネスコエコパークの認定を受けてしまえば、更に観光客の方への呼びかけの材料になるということと観光客の方々の質を上げるツールとして活用できるようになる、そのツールを 1 つ増やすことができるわけですので、可能な限り全域がエコパークに指定されるよう推進すべきと考えております。ですので、甲武信ユネスコエコパーク推進協議会への加入については、かなり前向きに考えていただいたほうがいいのかと思います。

それと、デメリットとして奥多摩町がここで加盟しない状態が続いてしまうと、お隣の青梅市とか、あきる野市とか、日の出町とかに対して通せんぼをしてしまう。多摩川水系の流域思考というか、川の水系が文化の 1 つの体系になるのだという思考があるんですけども、そこの連携を阻害してしまうというか、とにかく奥多摩町が通せんぼをしてしまっているというのが現状です。

実際のところ、2 月に担当の方が訪問していたということですが、それでも加入に関しては現状は予定はないということです。

6 月 20 日になると師岡町長も参加されるカンファレンスがありまして、そこで関係市町村によるシンポジウムが行われます。そのことも踏まえて、今後、この甲武信ユネスコエコパークという事業は、奥多摩町にとってメリットがあるというその認識があれば、何か町としての所感を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 2 番、伊藤議員の再質問にお答えをいたします。

このユネスコエコパークに関連してという中で、町が抱えるまず観光ごみとの関連というところでのご質問かと存じます。

町といたしましては、これまでの議会においてもコロナ禍でオーバーツーリズムというところで観光ごみの問題等、議員からもご指摘、ご提言を受けているところでございますけれども、町としては、国立公園というところの中で、環境省の自然保護官とも連携し、もちろん東京都西建の河川の関係とも連携、もしくは観光協会、町内の関係機関とも連携

しながら観光のマナーアップのキャンペーンというような形で、夏を中心という形で行っているところでございますので、ユネスコエコパークに町として関わらないと、この観光ごみの問題が解決できるものではないというふうに所管課としては認識しておりますので、それとは関連なく、引き続き国立公園内という形の中で観光客の皆様のマナーアップに繋がるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、町が積極的に関わらないことでデメリットということで、通せんぼというような形で議員からご質問ございましたけれども、現状、近隣の市町村から奥多摩町により積極的というような形での働きかけはございませんので、町として通せんぼしているという認識はございません。ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2 番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再質問は特にありません。

以上で、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、2 番 伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 06 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番 相田恵美子議員から 2 問の通告を受けておりますので、まず 1 問目の質問を許可します。相田議員。

〔4 番 相田恵美子君 登壇〕

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田でございます。

1 点目の質問を通告により行わせていただきます。子ども議会について。

子ども議会は、地域社会の構成員として施策に子どもの意見を反映するとともに、議会の役割を理解する取組として全国の自治体で行われているものです。

奥多摩町では、平成 21 年度から開始されましたが、令和元年 10 月の台風 19 号や新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年からは開催されていません。

令和6年第1回定例会において2番、伊藤議員から一般質問、「子どもの権利、成長する機会について」の再質問の中で子ども議会の再開について問われました。師岡町長からは、学校の負担が大きいという理由から令和6年度からは子ども議会の開催はせず、町長と教育長が学校に出向き、子どもたちと直接対話できる場の設定に取り組むというご趣旨のご答弁でありました。

こども基本法が令和5年度より施行され、子どもに関する政策の決定過程で子どもの意見を聞くことが義務づけられましたが、子ども議会はその最たるものではないでしょうか。

また、平成27年から選挙権が18歳に引下げられたこともあり、議会の模擬体験ができる子ども議会の必要性は更に増すものだと思います。

以下、ご質問させていただきます。

①平成21年度から開始された奥多摩町の子ども議会ではありますが、開始された経緯を教えてください。

②子ども議会に代わる町長と教育長の直接対話できる場とはどのような形をお考えでしょうか。

2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 4番 相田恵美子議員の一般質問の1問目、子ども議会についてお答えいたします。

ご質問の1点目、平成21年度から開始された奥多摩町の子ども議会ですが、開始された経緯を教えてくださいにつきましては、平成20年第4回町議会定例会において酒井正利議員から「生徒会による子ども議会の開催について」の一般質問をいただき、中学生がまちづくりや議会に直接携わる機会を設け、政治への関心や議会の役割について認識を深めるとともに、町政の参画を体験することで将来を担う人材を育成することを目的として平成21年度から開催いたしました。

当初は、古里中学校、氷川中学校から子ども議員を各校8名程度推薦いただき、議長役を2名、一般質問を10名程度行い、一般質問の内容に対して町長及び教育長が答弁しておりました。また、平成24年度からは小学生も加わり、平成30年度まで10回開催しております。

2点目の子ども議会に代わる直接対話できる場はどのような形でお考えでしょうかですが、令和6年第1回町議会定例会において2番 伊藤英人議員から「子どもの権利、成長

する機会について」の一般質問をいただき、子ども議会につきましては、学校における働き方改革を配慮しながら、私どもと子どもたちが直接対話できる取組の実施について研究していく旨のご答弁を申し上げました。

子ども議会は、まちづくりや町の政治の仕組みを理解することや町へ意見を提言することで、大人と一緒にまちづくりについて考えるきっかけとなり、子どもたちにとりましては目的に即したよい取組ではございましたが、参加者が一部の児童・生徒に限定されてしまうこと、各教科の学習内容に合わせて子ども議会に向けての取組を位置づけることが難しく、また、子ども議会に向けた準備や指導を授業時間外に進めなければならないといった課題がありました。

現在、学校では日常の学習と関連づけて奥多摩町に関する学習の充実を目指しております。まず、まちづくりや町の政治の仕組みにつきましては、小学校の社会科を中心に学習しております。その中には、議場の見学、役場の各課を回り、子どもが職員に質問を行うなど、学校と役場が連携した学習が進められております。また、小学校6学年では国会議事堂見学を実施し、受入れ状況等にもよりますが、参議院特別体験プログラムに参加し、国会の役割や法律制定の流れを体験しております。

次に、大人とまちづくりについて考えるきっかけにつきましては、小学校では奥多摩学習、中学校では奥多摩イノベーションという総合的な学習の時間の中で実施しております。発達段階に応じて学習の進め方は異なりますが、子どもたち自身が設定した課題に対して様々な人と関わりながら奥多摩町について理解し、そこから自分たちにできることを考える学習展開となります。

中学校の奥多摩イノベーションでは年度末に発表の場があり、保護者や教育委員等にも子どもたちの考えを聞いてもらう機会が設定されております。小学校におきましても奥多摩学習の発表の場が予定されておりますので、より多くの方に子どもたちの取組を知ってもらえるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、昨年度から教育委員会の学校訪問時に町長、教育長を初めとした教育委員、教育委員会事務局が子どもたちと給食をともにして町のことなどを直接対話する場を設けております。これらの取組を生かし、今後は小・中学校ともに、町長、教育長、日頃から町の教育に携わる教育委員や学校運営協議会委員等の皆様と学習の成果を共有する場面を設定する等、子どもたちと直接対話できる取組を研究し、目的の達成と同時に、教育活動の充実に向けて教育委員会や学校、各機関と連携を図り、情報発信できるように努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。ありがとうございます。

平成30年度の子ども議会、そのときに前河村町長からこのようなご挨拶がありました。

「子ども議会は、児童・生徒にまちづくりや町議会の仕組みを理解し、身近に感じてほしいことや思っていることを町へ意見や提言することで、大人と一緒にまちづくりを考えるきっかけとなつてほしいという思いを込めて開催しております」と。私は、子ども議会は主権者教育の一環として始められたんだなという理解をしております。

先程教育長からご答弁がございましたけれども、給食を一緒に食べたりとか、直接対話する場を積極的に設けている町側の姿勢というのはすばらしいと思いますけれども、例えば町長や教育長が意見を聞くということだけでは、私は主権者教育ということにはならないと思うんですね。例えばそれはタウンミーティングとか、行政説明会で町民の意見を聞いていれば議会は不要であるよと言っているのに等しいのではないかなと思ったりもします。議会という町長をはじめ、課長等行政の担当者が一堂に会する場所において児童・生徒が自身の意見を述べ、それについて町長や課長と意見を交わすことが臨場感ある民主主義の教育的実践になっていくものだと思います。確実に子ども議会を開いてくれという以前の問題だと思うんですけれども、まずその趣旨をどんなふうに教育委員会では捉えているのかということをお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

○教育長（野崎喜久美君） 4番、相田恵美子議員からの子ども議会をどう位置づけているか、どう考えているかという再質問だったと思います。

私たちは、子ども議会の場で議会の仕組みを知り、そしてまた、おっしゃったとおり臨場感のあるような質問があり、そしてまた、子どもの意見が反映されて、そして、それが時には実現されたり、時にはそれが大人たちの参考になったりということが子ども議会で行っていたことだというふうに思っています。

現在、子どもたちが主権者教育というところでは、まず国会に行つて勉強しています。それから社会科の中でも中学生も教科の中でまず勉強しています。そしてまた、生徒会、児童会というところでも同じような活動をしておりますし、私たち町長と、それから教育委員会と教育長で学校を回中で子どもたちの意見を聞き、そしてまた今の子どもたちはこんなことを考えているんだなということも含めてしっかりと受け止めて帰ってきているつもりでございます。

主権者教育ということに関しては先程も申し上げたとおり、社会科の中で、そしてまた、

国会の見学の中で、いろんな場面で今の子どもたちは生活科の中でも学んでいるというふうに思っております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。

○4 番（相田恵美子君） 再質問させていただきます。

こども基本法が令和 5 年、昨年度から施行されまして、子どもたちの意見とか主張とかをダイレクトに吸い上げるための手段の 1 つとしても子ども議会は必要だと思っております。

見学に行ったりですとか、学ぶということも確かに必要ではあると思うんですけども、やはり先程申し上げましたように、主権者教育の観点から見ても、今なくしてしまうというのは時代に逆行しているのかなというふうに思います。

奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、これは令和 4 年度分に重要項目 5 の中に、施策事務事業の中に子ども議会の項目があります。町民に子ども議会をなくしますよということをどういうふうに周知していくのかということを再質問させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4 番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

町民にどのように周知していくのかということですが、やはり繰り返しになりますけども、学校の働き方改革等がございます。現実問題、現在小学校におきましては、学校の 6 時間目の終業が 15 時 15 分ということで、そこから学活等終わりますして実質 15 時半頃に大体子どもが教室から出るような形になります。そうしまして 3 時半から 3 時 45 分までが業務時間、3 時 45 分から 4 時半までは休息時間となります。4 時半から 4 時 45 分までがもう一回業務の時間という形で教職員の勤務時間は決まっております。実質授業が終わってから 30 分しか与えられた時間ございません。その間に後片づけ、また、翌日の準備、あと自分のほかの事務分掌と、先生受け持っている仕事ありまして、なかなか学校の授業が終わった後に子ども議会の内容を指導する等の余分な時間が残されておられません。そういうようなこともありまして、先程教育長のほうからの答弁もございましたとおり、学校で今行われている奥多摩町に関して考えること等、中学校におきまして奥多摩イノベーションということで、郷土への貢献をテーマにいろいろな町に対してどうやってどういうことをやっていったらいいんだろうということを自分たちで主体的に考えてやるような取組を行っております。そのようなところに理事者のほうに出向いていただいて、子どもたち

の意見を受け取ると、そういうふうな形で今後進めていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。

○4番（相田恵美子君） 再質問させていただきます。先日、神奈川県の大和市議会で小学生の女の子の請願が採択されました。その内容は、こども基本法に基づく市の計画を策定し、その話合いの場に子どもを入れてほしいということでした。その女の子は、いろいろな意見を市に言ってもうやむやになり、子どもの意見はどこに行ってしまったのかと感じていたそうです。子どもの意見を聞いてから大人が子どもの最善を判断し、理由をフィードバックする、子どもと対話することが大事ですと話していました。

奥多摩町でもこの3月議会で一般会計予算で採決されましたきこりんの桜の伐採について子どもたちからご意見がありました。この木は、子ども家庭支援センターきこりんと隣接する文化会館の桜の木3本で、老木で中が空洞化しており、強風のときには枝が折れるなどの危険があったため、台風等で倒木することも懸念されるため、仕方がないと私自身も思いましたが、小学校近くにあり、毎年春を楽しませてくれる桜の木を切ってしまうことに子どもたちは抵抗を感じ、悩み考え、そして、行動しておりました。合理的に考える大人と違い、地域の身近なことに問題意識を持てる子どもたちがいること、これが奥多摩町の本当の意味での教育の成果ではないかと私は誇りに思っております。

先程働き方改革ということで、先生方も忙しい、学校は忙しいんだということを課長のご答弁でありましたけれども、例えば学校や教職員の負担が大きいというならば、町が主催をして工夫をして、例えば町が公募して開催するとか、あと青年会議所が主催をしている子ども議会もあるんですね。ですから、学校側の負担にならないような取組方も考えていくことも必要かと思われますけど、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4番、相田議員さんのご質問にお答えいたします。

学校が主体ではなく、行政、または民間が主体となって子ども議会を行ったらどうだというご質問をいただきました。確かに学校に負担がかからない形でということは検討できますけども、子ども議会開催するに当たりまして、まず子どもに質問状を出させたり、また内容を点検したり、中身を一々添削したり、そのままではできないところはかなりありまして、実施までにかかなり労力が先生に、議場での立ち振る舞い等、いろいろございます。そういった点で、かなりの労力がかかりまして、現状、町のほうでも職員等少ない状況でなかなか町のほうでこの事業を代わりにやるというのは、かなり現実的に厳しい状況であ

ります。もちろん民間さんで行っていただけるということでしたら、検討の余地はあると思います。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 規定により相田議員、これで質問を打ち切ります。終わりにします。町長。

○町長（師岡 伸公君） 相田議員のお気持ち、本当によく分かりますよ。先日、小学校に行ったときに、給食で子どもたちとさながら子ども議会みたいに質問集中しまして、「ごちそうさまです」というときにまだ私は全部食べ切っていないような状況でありました。それだけ子どもはいろんなことを知りたいなということです。

先程課長から答弁あったように、まさしく学校現場は今説明いたしましたとおりであります。先日、青梅法人会の総会に行ってみまして、税理士会や税務署からのいろんな指導を受けながら、やっぱり租税教室を法人会自ら、税理士会じゃなくて法人会自ら租税教室などを子どもたちにやっているという話を聞きまして、事業者は自分の仕事でも忙しいのにそうやって時間を取っていただける、大変ありがたいなというふうに感じました。そのときに、税についての作文とかそういうのを各市町村に法人会からお願いしているんですけど、奥多摩はご承知のとおり小学校2つ、中学校1つ、ほかの市町村では交代でお願いできるところが奥多摩町はなかなかできないという実情。今、木村奨学会さんで毎年やっていただいて非常に成果を上げていますけども、それに加えてそういう租税の問題ですとか、ほかのところで奥多摩の学校に頼みに行くんだけど、なかなかいい返事がもらえないというのが実情であります。

ただ、子どもの成長は、さっきの子ども議会もそうですけど、やっぱりここに立って、議長をやってみて、そこに立って質問してみても初めて臨場感を味わえるわけで、私も学校の負担が大きいという理由で開催せずと言ってしまったんでしょうけれども、未来永劫やらないとは決して言うておりません。子どもの成長がどこではかれるかというのをもっともっと私たち大人が、まず大人が話をやっぱりやっていかなきゃいけない。それによって何が子どもたちにとって資するものがあるべきかということをもう一回確認しながら、学校現場、教育委員会、教育課、そこで煮詰めていろんなことがなされるのではないかなと私は思ってますので、その辺りにご期待ください。

終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、相田恵美子議員の1番目の質問を終わります。

次に、相田議員、2番目の質問を許可します。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） 2問目です。多機能型地域活性化拠点「AUBA」について。

奥多摩町と多摩大学は、令和4年に包括連携協定を締結し、その目的としては、奥多摩町を軸とした地域社会への貢献、大学の研究・教育資源を生かしながら庁内に多様な活動の展開を図るとしています。

奥多摩駅近くの空店舗、旧甲州屋を活用し、多機能型地域活性化拠点として活動が開始されました。3月25日にはオープニングセレモニーと内覧会が行われ、議員も参加いたしました。

広報おくたま4月号の表紙にその様子が掲載、次のように紹介がされました。学生を中心に、地域の皆様のご協力をいただきながら、様々な事業を展開し、地域の皆さんや奥多摩町のファンの方と交流、情報発信、交換を行い、様々な方々が会う場所を創出することを目指していきます。AUBAと名称も発表され、本格的稼働が全町民に周知されました。観光立町として駅前の衰退が懸念される中でAUBAのオープンは一筋の光明となると思います。

今後、町と多摩大学との連携を継続させ、町の活性化に寄与されると思いますが、町民を優先した活動が望まれています。

以下、ご質問させていただきます。

①現在のAUBAの進捗状況を教えてください。

②今年4月末に内装工事が行われておりました。工事費は、今年度の当初予算の計上ではなく、予備費での支出だと伺いましたが、その経過の説明をお願いいたします。

③AUBAは、師岡町長が今回の選挙で公約に掲げた中間支援組織の役割を担う位置づけとなり得ますか。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番目の多機能型地域活性化拠点「AUBA」についてお答えをいたします。

多機能型地域活性化拠点AUBAにつきましては、本年3月25日に議員皆様にもご参加いただき、オープニングセレモニー及び内覧会を開催いたしました。当日は、多摩大学経営情報学部の松本教授より、拠点オープンに至る経緯の説明や松本ゼミの学生から拠点運営企画についての説明があり、私といたしましてもAUBAの今後の展開に大いに期待したところであります。

ご質問の1点目、現在の進捗状況を教えてくださいですが、相田議員からは、令和5年

第2回町議会定例会において「大学連携事業等の進捗状況について」の一般質問をいただいております。私からは、今後、松本先生と協議を進めるとともに、関係人口とも言える学生の若い力を借り、地域皆様の理解をいただきながら連携して本事業を推進してまいりますとお答えいたしました。

その後、松本ゼミと新しい奥多摩をつくる会の皆様とのワークショップを行うなど、住民や関係する方々などのご意見も踏まえ、松本教授や学生たちと町職員とで施設の整備や運営について打合せを重ね、3月25日のオープンに至りました。

オープニングセレモニーの中で学生から運営企画についての説明がございましたが、当面の事業展開といたしましては、1として、地元住民参加型のコミュニティカフェとして松本ゼミオリジナルコーヒーを提供し、身近なことの情報交換や支援・相談サービスを展開し、新規移住者、地元住民、観光客等幅広い方が気軽に交流できるコミュニティスペースを提供するカフェ事業、2として、松本ゼミによるワークショップの開催及び移住相談や交流イベントの実施など、主催イベントの開催、3として、イベントや会議を実施したい団体や事業者に貸出しを行うスペース貸出しを行うとともに、SNS、チラシ、ホームページの作成など、ご協力いただける住民や団体の皆様のご協力をいただきながら、みんなで作る拠点を目指すとしております。

今年度の活動状況といたしましては、5月2日、3日の2日間、松本ゼミの学生たちが奥多摩駅前においてアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、町民と観光客を結びつけるイベントを企画し、5月25日土曜日に「Good & Coffee」奥多摩AUBAイベントを開催いたしました。このイベントは、奥多摩駅周辺でごみ拾いを行った後に、奥多摩AUBAでコーヒーを飲みながらまちづくりなどについて話し合い交流を含めるもので、今後ごみ拾い以外の地域活動イベントを企画し、月1回の開催を予定していくとのことでもあります。

今月8日土曜日に開催されました奥多摩商業協同組合債の「100 縁商店街」にも参加し、AUBAを休憩所と荷物預かりの場として活用するとともに、縁日として輪投げを行うなど、当日は多くの方にご利用いただき、交流の場としても大変盛り上がりを見せておりました。

また、青梅信用金庫駐車場の現金つかみ取り抽せん会場においては、運営本部のサポートに学生たちが積極的に関わっており、商業協同組合の方からも大変喜ばれておりました。

7月上旬に営業開始を計画しているカフェ事業の準備として、町内で建築事務所を営み、AUBAの運営にもご協力をいただいている丸谷さんのご指導の下、カウンターなど

の家具の製作にも学生たちが中心となって取り組んでおります。

今後の展開といたしましては、アートフェスティバル事業と連携し、町内で活動しているアーティストと共同で町の魅力を発信する1つの拠点としての役割も検討していきたいとのことでありますので、引き続き地域皆様をはじめ、関係者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら連携して本事業を推進してまいります。

次に、2点目の今年4月末に内装工事が行われておりました。工事費は今年度の当初予算の計上ではなく、予備費での支出だと伺いました。その経緯の説明をお願いしますについてですが、経緯について担当の企画財政課に確認したところ、施設の改修につきましては、多摩大学の松本教授と協議の結果、当該施設においては新庁舎建設を見据え、施設1階のみを活用することと決定し、令和5年度事業で1階部分の内装改修工事と施設周辺の安全対策として外壁改修工事を実施いたしました。その後、本年2月29日に開催した多摩大学と町との活動内容についての打合せにおいて、大学側からカフェ事業の提案がございましたが、カフェ事業を実施するためには既設のシンクのほかに新たに土間部分にシンクと手洗い場の設置が必要であることが保健所との打合せの中で判明いたしました。

しかし、令和5年度予算につきましては、改修工事が終了していたこともあり、3月補正予算で工事請負費を不用額として減額していたため、追加の工事は実施できませんでした。

3月25日のオープニングセレモニー終了後の多摩大学と町との懇談の場において、多摩大学側からもカフェ事業については、保健所の手続に時間がかかることから町に対し早期の改修要望がございました。町といたしましてもオープンを迎えた以上はAUBAでの多摩大学の活動を対外的にも早期にお知らせし、地域住民や事業者皆様との関係性を構築していくことが急務との判断から、予備費を活用し、新年度早々に施設の改修を計画し、実施したものととなります。本来であれば本町議会定例会に補正予算としてご提案し、ご説明すべきところですが、先程申し上げました経緯により執行させていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目のAUBAは師岡町長が公約に掲げた中間支援組織の役割を担う位置づけとなり得ますかについてですが、当事業はまだはじまったばかりの事業であり、現在、学生たちが試行錯誤の中で、町のために様々な検討を進めております。将来的には中間支援組織の役割を担う団体となり得る可能性は否定しませんが、現時点で私が考えている中間支援組織の役割を担わせる考えは持っておりません。

いずれにいたしましても議員皆様には学生たちの取組について長い目で温かく見守って

いただき、様々な角度からご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。

○4番（相田恵美子君） 再質問させていただきます。多摩大生の活躍は本当によく目にします。先日の奥多摩の100 緑市でも皆さん一生懸命されておりましたので、また、今月の22日には「いいこととしてコーヒータ임」というイベントがあるそうで、早朝に集まってごみ拾いをした後にコーヒータ임を行うという。学生たちも少しずつ町の中に浸透してきたのかなという感があります。

ご質問としましては、②の予備費を充用するということでの疑問なんですけれども、予備費というのは、景気の変動とか突発的な災害など、前もって予見しがたい事態による予算の不足に充てるための経費という説明がありましたので、先程町長のご答弁にありましたけど、今議会で補正予算でもよかったのかな、そんなに急ぐ必要があったのかなと疑問に思ったのが正直なところです。

質問としましては、幾らぐらいの工事費がかかったのかということと、その判断というのはどのようにされたのかということをお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4番、相田議員からの再質問にお答えをいたします。

まず、予備費の活用についてという中で、今年度の工事幾らかかったのかというご質問でございます。まず、給排水、ガス管の工事ということで、これは保健所の手続の関係で、先程の町長の答弁の中でも必要な改修を行うということでご説明させていただきましたけれども、給排水、ガス管等の工事につきましては105万円かかっております。その後、内装建具、電気の工事が必要となりましたので、そちらが40万円ということで、合わせて145万円予備費から充当させていただきました、工事を進めさせていただいたという状況でございます。

また、経緯というか、どのような判断で予備費を活用したかという状況でございます。こちらにつきましても先程の町長の答弁の中で、相田議員からもお話がありましたとおり、当初予算には工事費計上していないということで、昨年の工事に引き続いて実施するためには3月の議会で補正予算で工事費を減額しているというところと、どうしても3月のそこで予備費を使って活用ということもできる可能性はあったんですけれども、工期のほうはどうしても年度内に終わらないというような状況とか、あとどこをどう改修するのかという打合せも兼ねなければいけなかったというところで、令和5年度は実施はせずに、先程の答弁の中でもございましたが、大学側からもカフェ事業については早く実施をしたい

ということと、保健所の手続の関係もあるということでございましたので、こちらの手続といたしましては担当であります企画財政課のほうで財政担当のほうにそういう事情でありますので、予備費を使わせてほしいということで当然、理事者のほうにも判断を仰ぎながら予備費を充当して工事を進めさせていただいたという手続を踏ませていただいております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。

○4番（相田恵美子君） 分かりました。経緯についてはご丁寧なご説明ありがとうございました。

ただし、予備費というのは予算の不足に充てるためであって、予備費を充用することになれば、議会を通さないということになりますよね。議会の議決は要らなくなってしまうかもしれませんが、今注目されている事業なので、なおさらなのかなというふうに思いますが、そこら辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4番、相田議員さんからの再々質問にお答えをいたします。

予備費の活用につきましては、議会を通さなければいけないんじゃないかというご指摘かと思います。ここのあたりもタイミング的に、6月議会、本定例会のほうで補正予算として上程をさせていただいて進めるというのが正規の手続というところで、先程町長の答弁からもございましたけれども、年度はじめに多摩大学から年間計画書というのを提出いただいております。7月上旬にはカフェ事業の営業を再開したいというお話もいただいていたことから、6月補正予算を待つ事業を開始するということであると予定より若干遅れてしまうというようなところもございましたので、予備費を活用させていただいて工事を進めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、納得しましたか。

○4番（相田恵美子君） 質問できませんか。

○議長（小峰 陽一君） 許可します。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。すみません。今の課長のご答弁にございましたけど、待つことはできなかったわけでしょうか。

私も本当にたまたま工事の現場に行き会ったというか、通りますので、当初予算ではた

しか出てなかったようなというところでの疑問があったわけです。住民の方の中には、旧小川屋さんでラーメン屋さんとかカレー屋さんをやっていますけど、そこは民間だよねと。AUBAは全部町なのということをやっぱり複数言われるわけですね。これだけ工事をするのというような感じで、そういうお話もあったもんですから、確かに1階部分だけで2階、3階は改修しないということを伺っております。だから、これは本当に学生たち一生懸命やってるので、最初が肝心というか、地域の皆さんにもしっかり分かってもらえるような、議会でも明らかにされるような、そういう事業の進め方のほうがよいのではないかと思いますので、ご質問させていただきました。

○議長（小峰 陽一君） よろしいですか。

○4番（相田恵美子君） はい。

○議長（小峰 陽一君） ここで質問を打ち切ります。

○4番（相田恵美子君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） ありがとうございました。以上で、4番 相田恵美子議員の一般質問は終わりました。

次に、9番 高橋邦男議員から2問の通告を受けておりますので、1問目の質問を許可します。

〔9番 高橋 邦男君 登壇〕

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

では、最初の質問ですけれども、小河内ダムの湖面利用についてお伺いいたします。

小河内ダムの湖面利用については、議会の一般質問において再三質問されています。平成30年には宮野議員が、平成29年、そして、令和元年には私も質問させていただきました。その際、町からは水質保全上の問題や都市用水として利用している他県のダムが湖面を開放していないなどの理由から、都からの許可が得られていないという答弁でありました。

しかし、都市用水として利用している群馬県長野原町にあるハッ場ダムでは、観光船を運行し、水上遊覧をしているようであります。これがもし本当ならば、水質保全が担保された上での小河内ダムの湖面利用には何ら問題はないと思っています。

小河内ダムの湖面利用は、小河内地域の活性化にも繋がり、奥多摩観光の目玉の1つにもなり得ると私は考えています。例えば山のふもとと村周辺に限り、動力船でないカヌーやカヤックでの湖面利用を都水道局へ要望できないものでしょうか。湖面から眺める奥多摩の山々もきっとすばらしい姿を見せてくれるはずです。町の考えをお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、高橋邦男議員の一般質問の 1 問目、小河内ダムの湖面利用についてにお答えいたします。

小河内ダムの湖面利用につきましては、これまでも町議会の中で同様の趣旨の一般質問をいただいております。高橋議員からも平成 29 年第 2 回町議会定例会において「小河内地域の活性化のために小河内観光の振興を」についての中で湖面利用に関するご質問を、また、令和元年第 3 回町議会定例会において「小河内ダムの湖面利用について」の中で、今回のご質問と同様の山のふるさと村湖面でのカヌーやカヤックの利用についてのご質問を受け、ご答弁いたしました。

湖面利用につきましては、町といたしましても長年にわたり要望してまいりましたが、東京都においては、奥多摩湖（小河内貯水池）は、東京都水道局が管理する水道専用ダムであり、都民の貴重な水がめのため、汚染要因になり得る湖面利用については、水質保全の面から困難であると一貫した回答となっております。

また、河川、自然湖等とは異なり、ダム湖での湖面利用に当たっては、水質を汚染する可能性のある行為は使用許可が必要な場合があるとされ、特に、水道専用ダムである小河内ダムは許可を得ること自体が極めて困難という状況でございます。

今回、議員からは、令和 2 年 3 月に完成したハッ場ダムの観光船の水上遊覧を例に、湖面利用の可能性を示していただきましたが、湖面利用の実現につきましては、東京都の方針に変わりはなく、困難な状況ではありますが、町の長年の悲願である小河内ダムの湖面利用の実現に向け、引き続き努力をしてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。

○9 番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。今の答弁聞いていまして、都水道局のなかなか首を縦に振ってくれない様子がよく分かりました。

ただ、湖面利用については、町の観光、それから、小河内地区の活性化に繋がる大きな重要な件だと思いますので、今後も誠意を持って粘り強く交渉してほしいなというふうに思っています。

再質問 2 件させていただきます。まず 1 件目なんですけども、交渉事というのは、やっぱり相手が納得しないと実現するものではないわけですので、それなりの材料を持って臨まないといけないかなと思っています。

町長に質問なんですけども、この湖面利用を今後も交渉していただけるということなん

ですけれども、町長としてどのような姿勢で、思いを持って交渉に当たっていただけるのかということをお聞きさせていただきます。

それから2件目の質問としては、山ふるのほうの担当の神山課長に質問なんですけれども、山ふる周辺でのカヌーやカヤックなどの湖面利用、自分としては利用者の方も増えるし、いいんじゃないかなと思っているんですけれども、担当課長としてはどのような考えをお持ちですかということをお聞かせください。

以上2件お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 神山課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 9番、高橋議員のご質問に回答させていただきます。

ダム湖、山ふる周辺の湖面利用につきまして担当課としての意見ということでございますけれども、山のふるさと村は、年間、昨年度ベースで4万6,404名のお客様を迎えております。これは観光の拠点としては多くのお客様に愛される場所だというふうに認識しております。

そのような中で、かねてよりダム湖の湖面上の利用ができないということで、魚釣りを楽しむですとか、湖畔をハイキングするといったアクティビティ、そういったことを楽しまれる方は非常に多く訪れるわけでございますけれども、ダムの湖面上に上がることはできない。これはかねてより切望するところでもございまして、町といたしましてというところでは要望するところでもありますけれども、私が担当させていただく1か年経過しましたが、この中で特に強く感じるのは、やはり先程の答弁にもございましたように、水質保全というところ、これに関して何よりも強く指導を受ける。周辺の樹木の伐採であったり、危険木といったものを取り除くことであっても水源涵養に伴う業務として非常に注目を集める。それらは注意深く許可を得ながら、水辺の整備も行うといったような現状で、湖面の活用というのは本当に望むところではございますけれども、なかなか許可をいただけないのが実情かなというふうに考えます。

それから、管理者の立場として申し上げさせていただきますと、小河内ダムという国道からかなり距離が離れてしまう場所でのこういった経営の中で、万が一のトラブルが発生した場合に、非常に危険を感じるというのが1点ございまして、周遊道路でけがをされると、近隣の救急病院まで搬送されるのに1時間以上かかる。したがって、ヘリコプターを使ってというのが日中ですと非常に多うございます。

このダム湖ですけれども、水深が深いところでは小河内ダムは100mを超える水深がご

ざいます。近隣の地域で相模湖を例に取りますと、湖の活用というのも非常に盛んにされておりすけれども、相模湖は最大の水深が 33m、70mからの差があるというようなダムの中で、教える方がいる、例えば白丸でカヌーを教える人たちがしっかりついてご案内をするようなツアーであれば安全が担保されるのかもしれませんが、無条件にダムが開放されましたというようなことで多くの方が訪れるようになると、事故が心配だなというのが正直、管理者としての悩みどころになるかと思います。

現在、山のふるさと村が駐車場を設けておりまして、週末になりますと駐車場はいっぱいになります。クラフトセンターと呼ばれる施設中心部の駐車場は 37 台確保されております。この山のふるさと村が平成 2 年から運営しておりますけれども、その際、釣りに来るお客様が非常に多いことから離れた場所の駐車場、A 駐車場というところにご案内する看板が今も設置してございます。その駐車場も 28 台、合わせてもそれなりの数しかございませんので、多くの方をお迎えするには諸般の準備も必要になろうかなといったところが担当課といたしまして、お迎えをしたいところでもありますけれども、なかなか怖いのは事故ということとお迎えするまでの準備、何より東京都環境局、所有者水道局といったところとの協議が整って初めて実現できるのかなといったところを考えるとございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 実は、私も議員をやらせていただいた時代がありまして、やはり湖面の利用の質問を 2 回ぐらいさせていただいた記憶がございます。そのときから一貫してやはり飲み水にするという東京都のお話でございました。

今、担当課長が申し上げた内容から先にお話ししますけれども、確かにあそこのエリアだったらいいのではないかという情緒的な感覚があるんですけども、ダムサイトとあそこはどう違うのかという、これも同じ湖面ではないかと言われればそれまでになってしまいますけれども、もう一つの論点として、釣りに来た人が餌をつけているけど、その餌は水質には影響しないだろうかという細かな話ではありますが、そういう論点も一つあると。ただ、その論点を主題にして交渉するということは、私の立場からはなかなかできないのをご理解いただきたい。

では、どうするかというところでございますけれども、その議員の時代のときに当時の教育長さんとお話しして、子どもの水源教育だったら水道局さん、許可してくれるんじゃないかというふうなことが 15 年ぐらい前にちょっと話題に上ったんですが、そのときはなかなか水源管理事務所までは話が届かなかった経緯があります。一昨年でしょうか、昨年

でしょうか、やはり水源管理事務所との懇談会がございまして、その席上、今のお話を再度話しましたところ、それだったらいけるのではないかという感触を得られました。

ただ、今年4月になって水源管理事務所の方がほとんど異動されてしまいましたので、もう一回そこをしっかりと確認する必要があると今私は思っています。そこらあたりから何とか丹波山村さん、小菅村さん、そして、私ども奥多摩町の子どもたちのために湖面を水源教育のために開放してくれませんかということをお願いできたその後に、またいろんな高橋議員がおっしゃったような展開がもしできればいいなという、すみません、そこから先は希望的観測になりますけれども、まず子どもたちのための水源教育という観点で進められたらと思っていますので、ご理解ください。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。

○9番（高橋 邦男君） ありません。

○議長（小峰 陽一君） では、1問目の通告の質問はこれで終了します。

次に、2問目の質問を許可します。

○9番（高橋 邦男君） では、2問目の質問をお願いします。高齢者の健康・居場所づくりについてであります。

町の高齢化率が52%を超えた状況の中、ひとり暮らしの高齢者、或いは高齢者のみの世帯も年々増加しております。

町では高齢者施策の取組として、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを掲げ、その1つの取組として地域包括支援センターが中心となり、各地域の自治会や高齢者クラブ、ボランティアの協力を仰ぎ、高齢者の健康づくりや居場所づくりへの支援事業を行っています。

最近の取組では「かんたん体操」とこの5月に開設したばかりの「来るつく～」があります。「かんたん体操」は、地域包括支援センター指導の下、地域住民が主体となり、高齢者が体操やゲームを楽しみ、健康づくりや交流を深めています。

一方、「来るつく～」は、地域包括支援センターが運営を担い、地域の空家を高齢者の交流拠点にし、専門家や住民ボランティアの協力を得て、訪れた高齢者と認知症予防体操やゲームなどで楽しいひとときを過ごしています。

これらの取組のように、町と住民とが協力し、高齢者の健康、居場所づくりの支援事業は、少子高齢化が進む奥多摩町が目指すべきまちづくりの1つではないかと思っています。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目、「かんたん体操」と「来るつく～」の現状と今後についてであります。

2つ目は、町が目指す高齢者の健康・居場所づくりの支援事業について。

以上2件、よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の高齢者の健康・居場所づくりについてお答えをいたします。

1点目の「かんたん体操」と「来るっく〜」の現状と今後についてですが、「かんたん体操」は、平成30年度に奥多摩病院の理学療法士と地域包括支援センター職員で考案した高齢者向けの体操です。現在、「かんたん体操」だけでなく、他の体操等を行っているグループも含め、自主体操グループは町内で17グループが活動中です。各グループ、それぞれ週に1回や月2回など集まる日を決めて、自主的に生活館等に集まり、「かんたん体操」と地域包括支援センターが考案したゲーム「ぼいぼい」を組み合わせた活動を行っております。

この自主体操グループは「かんたん体操」で筋力維持や体力向上を目的とするだけでなく、参加者同士で楽しくゲームを行ったり、おしゃべりをしたり、自分で作った漬物や煮物などを持参して参加者に振る舞い、みんなに食べてもらうことで生きがいを感じ、楽しみに通っている方もおり、地域の通いの場にもなっております。

また、そのうちの4か所の自主体操グループが活動している生活館では、体操の終わる時間に移動販売の「とくし丸」が来ていただくよう調整し、体操の参加者と買物に来る方との交流の場にもなっております。

現在も地域包括支援センターでは継続して自治会や高齢者クラブに「かんたん体操」と「ぼいぼい」を組み合わせた自主グループ活動の啓発を行っており、ホームページでも自主体操グループの紹介を掲載し、引き続き周知を図ってまいります。

令和5年度では元気アップおくたま事業の一環で、保健師や管理栄養士と協働し、自主体操グループが立ち上がっていない地区で「かんたん体操」と「ぼいぼい」を行い、2件の自主体操グループの立ち上げに繋がったことから、今後も保健師や看護師、管理栄養士等の専門職と協働し、既存のグループに対して講話等を行い、介護と保健事業の一体化を推進してまいります。

次に、「来るっく〜」の現状と今後についてですが、国が制定した認知症施策推進大綱において令和7年までに全区市町村でチームオレンジを整備することを目標としております。チームオレンジとは、認知症の人、家族の希望や悩み、身近な困り事などと認知症サ

ポーターを中心とした支援者を繋ぐ仕組みのことです。

認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行い、認知症の方もメンバーとして参加をするものです。

町では、この国が進める施策であるチームオレンジをハトの鳴き声を模して「来るつく〜」という愛称で鳩ノ巣駅近くに5月15日に開所いたしました。開所当日は、認知症サポーター等スタッフを含め、総勢40人余りが来所いただき、大いに盛り上がりを見せました。

利用については、地域包括支援センターの認知症支援推進員の職員と認知症サポーターがスタッフとして対応し、開所は基本的に毎週水曜日、午前9時30分から午後4時までとし、認知症の方やその家族だけに限らず、どなたでも好きな時間にお越しいただき、好きな時間に帰っていただくというものになっております。様々な方にご来所いただくことで、地域住民や地域団体、地域の生活関連企業、行政などと顔の見えるネットワークを形成していき、地域でお互いを見守り、ちょっとした手助けや対応に困ったときでも具体的な相談先が身近にでき、認知症の人、家族、地域住民も安心して生活できることが期待されると考えております。

開所して間もないこともありますが、ゲームや体操のほか、今後も高齢者の居場所づくりとして、その方の趣味や得意分野を活用し、よりどころとなる場所を目指して活動を続けてまいります。

また、将来的には氷川・小河内地区の方を対象に、もう一か所施設を設け、住み慣れた地域に近い場所で参加していただけるようになればと考えております。

そのためにも地域共生社会に向けた取組の推進と認知症サポーター活動推進のため、チームオレンジの体制整備に取り組んでおります。

2点目の町が目指す高齢者の健康、居場所づくりの支援事業についてですが、高齢者の健康支援事業として、先程も触れさせていただきました福祉保健課健康係で実施している元気アップおくとま事業は、医療専門職が各地域に年4回から5回ほど出向し、高齢者に健康教育を行う事業です。

高齢者は、フレイルや疾病の発症リスクが高く、健康の維持・増進がより重要な年代と考えております。そのため高齢者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康的な生活習慣を実行・継続できること、また、医療専門職が定期的に高齢者の健康状態を鑑み、状態に応じて適切な医療に繋げる環境をつくることを町として目指しております。

また、居場所づくり支援事業としての東京都のT O K Y O長寿ふれあい食堂推進事業の補助金を活用し、町では昨年10月から各自治会を単位として町のお太助隊の協力の下、月

に1回ふれあい食堂を実施しております。この事業は、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、会食をしながら様々な交流を推進し、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を実現することを目的としております。

今年度は新たに固定した場所として鳩ノ巣駅前「さんらく」において地元住民の方がボランティアのスタッフとして毎月1回開催することとなりました。町におけるふれあい食堂では、好き嫌いの少ないカレーをメニューとして、それぞれの自治会内で実施しておりましたが、この「さんらく」では、保健所の指導により食数に制限があるものの、町内の方であればどなたでもお越しいただけるようにしております。

また、町内高齢者の中には、趣味として手作りの作品を制作している方が多数いらっしゃることから、その方たちの活躍の場として手作りの作品を販売したり、制作方法の講習会などを開催し、多様な通いの場を展開し、将来的には地域住民同士が主体的に取り組む自主活動グループの立ち上げに繋がればと考えております。

このように既存の自治体操グループ、チームオレンジ、ふれあい食堂と高齢者の居場所は確実に増えており、これらを連携させながら高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりに努めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中でありますが、暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開します。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋議員、再質問ありますか。

○9番（高橋 邦男君） 自分も「かんたん体操」のほう、地元の高齢者クラブでお世話になっています。体操というだけでなく、やはり交流というんですかね、ふだん余り外へ出なかった人も出るようないい機会になっているんで、非常にありがたいなと思っています。

それと「来るつく〜」、それから先程答弁でも出てきましたけども、ふれあい食堂とか、やはり今後、町だけじゃなくて町と住民皆さんの協力でいろいろ事業を進めていくということは非常に大切かなというふうに思っています。

再質問のほうは2件させていただきたいと思います。

1つは、先程の答弁で、今後「来るっく～」と同じ拠点を氷川とか小河内にも確保したいというようなお話がありましたけども、そうすると、スタッフの確保というのが大きな問題になるかなと思うんですけども、その辺を町としてはどう考えているか。スタッフの確保です。

それからもう一つは、たまたま棚沢に「来るっく～」ができて、自分も棚沢に住んでいるんですけど、あの周りの環境整備ですかね。というのは皆さんもご存じのように、ちょうど鳩ノ巣駅の下からその先の古里方面へ行くとウツボ沢という大きなカーブがあるんですけど、ちょうどその間にある施設なんですね。あの間というのは歩道もないし、歩道といっても国道の隅、30 cmか 40 cmぐらいしか幅がないんですね。ですから、人が一人通るだけでも結構危ないところなんで、それ非常に心配しているんです。ですから、その辺の安全対策をどう考えているか。

それと、その家まで行くのに国道から階段を下りるんですけど、その階段も昔のままだとか、非常に下りづらい階段になっています。手すり也没有し、そういうことでその辺の環境整備をどう考えているか。

ちょうどその隣が旧山宮林業という、今、町の所有になっていますけども、ですからその辺を考えて何か整備を考えてほしいなというふうに考えています。

もう一つ追加すると、ちょうどその拠点から多摩川側ですけど、樹木が育っちゃって景觀が非常に悪くなっているんですね。その樹木ももしかしたら町の所有が一部分あるんじゃないかなと思うんです。それとあと一つは、下の鳩の巣キャンプ場があるんですけど、その所有もあるかもしれません。ですから、その辺でもうちょっと枝落としだとか、間伐まではいかないかもしれませんが、枝でも落としてもらえば多摩川も眺められて景觀もよくなるかなと思います。

ということで、交通上の安全対策、あと駐車場の確保、さっき言わなかったんですけど、駐車場の確保も必要かなと思うんで、その辺を含めて町のほうの環境整備について何か計画があるか、或いはまだ計画がなければ、ぜひやってほしいと思うんですけども、その辺のお考えを教えていただければありがたいです。

以上2件お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 9番、高橋議員の再質問にお答えいたします。

3点程いただいておりますけれども、まず「来るっく～」の開所に当たりまして、先程町長の答弁の中にございました氷川・小河内地区の中で将来的にはもう一か所というところ

ろでお答えさせていただいておりますけれども、そのときのスタッフの確保をどうするのかということでございます。

この棚沢に空家を活用して拠点ということをつくったところでありまして、ここに関わるスタッフというのも、やはり 10 名程度、地元の方であったり、認知症サポーターの方であったり、民生委員さんであったりということに関わっていただいております。やはり今後、別の地区にもということになりますと、やはりスタッフの確保という部分が課題になってくるのかなというふうには思います。

まずは鳩の巣でオープンした「来るっく〜」を、はじめたばかりのところもございますので、こちらをまず安定的に運用させていただいて、地元の皆様にもお手伝いいただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それともう一点、環境整備という部分のお話でございますけれども、確かに国道から下に下りる部分の場所については車も多いという中で、その辺についてはスタッフのほうもかなり注意をしながら、そこは誘導しながらご案内はしているところでございますけれども、一点、下の下りる階段のところの手すりがないという部分については、こちらは手すりを何らか設置して、まずその安全対策をしていくということにはなっております。

また、その場所の景観という部分で、木が出ているというんですか、若干オープンする前に自前で所有者の方に話して切らせていただいたということもございまして、できる限り少し切らせていただけるようなところについては切っていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 9 番、高橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

「来るっく〜」の設置に伴いまして駅下からウツボ沢までの間の国道のお話があったかと思えます。私も当然承知しておりますが、非常に幅員が狭い部分となっております。特にウツボ沢を横断する際のカーブ、ここが非常にカーブのアールがきつくて見通しが悪いということで非常に危険な場所だということは以前から認識しているところでございます。

この対応につきましては、国道を管理しております西多摩建設事務所のほうに毎年、行政連絡会の中で歩道を設置していただいて、住安戸のほうまで歩道を延伸してもらいたいということをかねてより要望として上げさせていただいております。

それに対して西建のほうとしましては現在、南岸道路に総力を注力しているというところ

ろでご理解をいただきたいというような回答を毎年いただいているところでございます。

とはいえ本当に危険な状態で、今後も引き続き歩道の設置、安全対策については要望してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 9番、高橋議員の先程駐車場の部分のお尋ねがありまして、そこにお答えしてございませんでした。駐車場については現在、個人の方の所有の土地をお借りいたしまして6台程度とめられる場所は確保してございます。なかなかほかに近くでいい場所はないんですけれども、引き続き観光駐車場をほかに探しながら今いるような状況ではございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。

○9番（高橋 邦男君） 質問じゃないんですけど、お願いということでちょっとお話しさせてもらいます。

いろいろ注文することが多いんで、実現までというのはなかなか難しい問題もあるかもしれません。

今の棚沢のほうの「来るっく〜」の環境整備については、細々説明していただきました。歩道についても数十年前から出てたんですけど、最近は歩く人も少なくなったんで、ちょっと話題がトーンダウンしてきてしまったんですけど、何か事故があったりすると、せっかくいい企画でこういう施設を立ち上げていただいたので、事故があったりするとやっぱりまいかなと思うんで、歩道の部分については何か町として、東京都の国道ですけど、その国道のわきは旧山宮林業のところは今、町の土地になっていますので、町として何かできるものがあれば、張り出して歩道をちゃんと造るとか、口で言うのは簡単ですけど、何か対策なんかをちょっと考えてほしいなというふうに思います。

ということで以上で質問のほうは終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、9番 高橋邦男議員の一般質問は終わりました。

次に、1番 榎戸雄一議員。

〔1番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸雄一でございます。

それでは、質問というか開始させていただきます。保健促進事業についてお伺いします。

奥多摩町は、国や東京都を大きく上回るスピードで少子高齢化が進行し、医療費や介護費の増加が予想されます。次世代を担う若年世代の減少も重なり、地域生活における負担

の増大が推測されます。

町民皆様がいつまでも健康で住み慣れた地域の中で暮らしていく健康寿命を延ばすことは重要です。これらは地域の活性化と社会保障費の負担軽減という面でも重要であり、町でも様々な健康促進事業を行っているものと思います。

健康寿命の基本の1つはウォーキングですが、森林を歩くことがより効果的であることも科学的に証明され、森林セラピー事業も全国で展開されています。町民皆様にとって奥多摩町は、健康寿命を延ばすことに最適な環境であることを再認識し、ウォーキングの健康推進事業を望みたいと考えます。

具体的には他の行政でも実績のある「貯筋通帳」事業です。ここで言う「貯筋通帳」とは、金額の「金」ではなく筋肉の「筋」になります。毎日歩いた歩数を記録する通帳を意味することになります。例えば奥多摩駅から京都駅まで、おおよそ 440kmです。大人の平均歩幅 70 cmで計算すると 62 万 8,571 歩になります。工夫を凝らした目標設定で楽しく参加でき、健康意識の向上により健康寿命を延ばす「貯筋通帳」事業について町の所見をお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1 番、榎戸雄一議員の一般質問、健康促進事業についてお答えをいたします。

当町における健康促進事業の実施状況であります。代表的な事業といたしましては、1 点目として、元気アップおくたま事業は、保健師、管理栄養士、理学療法士及び健康運動指導士などの専門職と健康相談スタッフが地域の集会施設を訪問し、町内 18 自治会を対象に健康づくりの講話や保健指導など、1 年を通して健康づくりのサポートを実施しております。

各地区の生活館等、町民にとって身近な場で定期的に集い、健康に向き合える機会を設けることで、健康の維持・増進、健康意識の高揚を図ります。保健師等が参加者に対して体重や血圧の測定と健康診断に基づいた相談、指導を行うとともに、ウォーキング等の健康づくり行動のサポートや健康教育を実施しております。

2 点目として、ヘルシー体操事業は、健康運動指導士による健康づくりのための体操教室で月 3 回から 4 回、福祉会館、または文化会館等で実施しております。

3 点目として、森林セラピー健康づくり事業は、町の森林セラピーロード等の地域資源を活用した健康づくり事業を一般財団法人おくたま地域振興財団に委託し、ゆっくり自然

を味わう健康づくり、森林を歩くガイドウォークなどを実施しております。毎回血圧測定を行い、基準値を超えた方には後日、保健師が保健指導等も行っております。

榎戸議員からのご質問にあるウォーキングを活用した健康促進事業といたしましては、平成 26 年から元気アップおくとま事業におきまして歩数の目標を日本各地に設定し、ウォーキングの目標とする事業を行っております。当初は東海道 53 次の宿場めぐりや北海道一周等を行っていましたが、現在では歩数の目標を日本全国の駅に設定し、「日本縦断を目指すウォーキング de 目指せ日本縦断の旅」の名称で、北海道の南稚内駅から長崎県の長崎駅までの 98 駅間に歩数を設定しております。方法といたしましては、住民の方に、1 日の歩数を記録表につけていただき、提出していただいた記録表の歩数をデータとしてまとめ、どこの駅まで進んだか、次の駅までは何歩か、日本縦断まではどれくらいかかるのかを提供することで、日々のウォーキングの目標としていただいております。

コロナ禍前は参加していただいた方に表彰状をお渡ししたり、目標達成者の方には手作りの記念品を渡しておりましたが、コロナ禍後の現在では事業を縮小しております。

議員ご提案の「貯筋通帳」事業でございますが、現在行っている元気アップおくとま事業におきましては、簡単なウォーキングの記録表を作成しておりますが、今後は、他自治体で活用している「貯筋通帳」等を参考に、奥多摩町健康づくり推進協議会などでご意見をいただき、より工夫を凝らした記録表を作成することで事業に楽しく参加していただき、健康寿命を延ばすための健康意識の向上に繋げてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。

○1 番（榎戸 雄一君） お願いします。質問させていただきます。

平成 26 年度から元気アップおくとま事業においてウォーキングで歩数を目標とした事業を行っておりますということで、コロナで収束したというような感じですが、当初、おおよそどのぐらいの人が参加していたのかがお分かりでしたらお教え願えればと思います。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 1 番、榎戸議員の再質問にお答えいたします。

平成 26 年度から始まったウォーキングの人数ということでございますけれども、当時 30 名程度の方々にご参加いただいていたというところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質問ありますか。

○1 番（榎戸 雄一君） この「貯筋通帳」事業をいかに上手に住民の皆様知ってもら

えるかということも非常に大切だと思うんで、その辺のところをお聞かせ願いたいのと、ちょっと前置きとして、最近、獣害アプリが放送でしょっちゅう流れています。観光産業課長に確認したところ、登録者がクマの出没もあって 330 件を超えているそうです。

また、ホームページでGoogleが提唱するところによると、狙ったキーワード、検索キーワードで 15 位以内に入っていないと、あなたのホームページはこの世に存在しないのと同じですよという言い方もされています。町がどんなすばらしい政策をしても町民が知ることがなければ余り意味がないのかなと思います。

「貯筋通帳」ができれば、私は地元の住民に配って知ってもらう活動をしたいと思います。ぜひここにいる皆さんもそんな「貯筋通帳」ができたときに近所の人に配ってもらうとか、同じ奥多摩の仲間として課を越えて保健推進だけでなく、教育だとか、病院だとかいろんなところでその通帳を配るような取組もできないものかなと思って質問させていただきます。どうでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 1 番、榎戸議員の再々質問にお答えいたします。

榎戸議員からはその周知の方法ということでアプリのお話も出ました。確かにうちのやっている事業もコロナ禍ということもあり、少し縮小していた部分はございましたけれども、今、榎戸議員からご提案のあったことなども、榎戸議員も健康づくり推進協議会委員ということで、議員さんの代表ということで委員に入っておられますので、また、今後それらの委員会も開催予定でございますので、ぜひそうした中で、皆さんで議論していただき、また、その周知の方法もご検討いただいて、よりよいものになるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、まだ再質問ありますか。

○1 番（榎戸 雄一君） 再質問はございません。ありがとうございました。

最後に一言、最近目にした事項で、どんなすばらしい事業も小さな第一歩から始まるんだと記されておりました。そんな町の小さな第一歩がこの「貯筋通帳」で始まって、住民皆様が奥多摩っていいな、そんな事業ができることを願って終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1 番、榎戸雄一議員の質問は終わります。

次に、3 番 森田紀子議員から 2 問の通告を受けておりますので、1 問目の質問を許可します。3 番、森田議員。

〔3番 森田 紀子君 登壇〕

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

私からまず、高齢者の元気対策についてお伺いいたします。

奥多摩町の高齢者率が52%を超え、健康年齢の引上げが急務となっております。これは日本全体の課題であり、各市町村がいろいろな取組をして成果を上げております。例えば大阪府大東市では、住民主体の介護予防に取り組んでおり、平成16年度に地域ケア会議で町ぐるみの介護予防の必要性を提言、平成17年度に虚弱者も参加できる「大東元気でまっせ体操」を開発し、1次、2次予防対象者の枠組みにとらわれず、自治会、町内会単位で住民主体での活動の場の普及に取り組み、老人会のイベント等で介護予防について普及・啓発をし、住民主体の活動の場の育成及び世話役を養成。体操教室後に民生委員、校区福祉委員、世話役が集合。地域の虚弱高齢者情報を共有し、具体的な対策を検討する取組を行っております。

また、長崎県佐々町では、介護予防ボランティアを主軸にした地域づくりを行い、中高年齢層を対象として介護予防ボランティアを養成し、ボランティア活動が無理なく継続できるように連絡会を組織してバックアップしています。介護予防・日常生活支援総合事業においても介護予防ボランティアが生活支援や通所の場で担い手として活躍しており、経緯としては平成20年に普及・啓発の在り方を見直し、自主活動の育成に主眼を置いた介護予防ボランティア養成講座をスタート。修了者がそれぞれの地区で地域型介護予防推進活動に取り組むようになり、初年度に8地区で集いの場が立ち上がり、以後、毎年新たなボランティアを養成し、団塊世代を対象に地域デビュー講座として継続中。修了者による集いの場は現在14地区で開催されています。その結果、第1号被保険者における要介護認定率が20%から18%に減少しています。

奥多摩町におきましては、令和4年4月に「にっ古里」が開所し、現在では多くの方が利用し、運動習慣の拠点となっており、更には元気アップおくたま事業やヘルシー体操等、また、住民主体のサークルではヨガや太極拳、ズンバ等、多くの住民の皆様が体力づくりに取り組まれております。

更には、令和6年5月には、先程も高橋議員からお話がありました「来るっく〜」が鳩の巣で開所され、更なる事業の展開が見込まれております。

そこで、私からの質問ですが、①奥多摩町で行われてきたご高齢者の元気対策の成果がどのような数字の変化として現れていますか。

②今後ますます高齢化が進むと予想される中で、高齢者自身の生きがい、社会貢献、年

相応に自立できる地域づくり等、病院事業にも言及した具体的な対策をお教えてください。

③地域ささえあいボランティア事業以外での高齢者の買物支援として、奥多摩町社会福祉協議会で行われている町内の医療機関への通院送迎サービス（外出支援サービス）の実施時や奥多摩病院でのリハビリ送迎時のちょっとした買物支援ができるかどうか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問の1問目、高齢者の元気対策についてお答えをいたします。

議員からは、高齢者の元気対策についてのご質問いただきましたが、9番 高橋邦男議員の一般質問「高齢者の健康・居場所づくりについて」の答弁と重複する部分もございますが、ご容赦をいただきたいと存じます。

1点目の奥多摩町で行われてきたご高齢者の元気対策の成果としてどのような数字の変化として現れているのかについてですが、町の高齢者対策としては、令和4年4月に開所した「にっ古里」をはじめ、元気アップおくたま事業、ヘルシー体操及び自主体操グループなどを実施しております。その成果を数字でお示しするのは困難でございますが、1つの例といたしましては、介護保険の被保険者数に対して、要介護認定を受けている認定者数を示す認定率が町では平成30年度の20%をピークに徐々に減少しはじめ、令和4年度末では16.7%と認定者数が約3%減少している状況です。

また、被保険者が要介護状態、または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費の決算額についても平成30年度から令和3年度までの間に13%の伸びを見せている一方で、介護給付費は令和元年度をピークに減少し続け、令和4年度までの間で9.8%減少しています。これらの数値からも介護予防、元気対策の効果が出ていると認識をしております。

2点目の今後ますます高齢化が進むと予想される中で、ご高齢者自身の生きがい、社会貢献、年相応に自立できる地域づくり等、病院事業にも言及した具体的な対策についてですが、鳩ノ巣駅近くに開所いたしました「来るっく〜」では、地域包括支援センターの認知症支援推進員の職員と認知症サポーターがスタッフとして対応しております。

国が推進するチームオレンジとは、認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行い、認知症の方もメンバーとして参加するもの

ですが、奥多摩町のチームオレンジでは、それらの方だけに限らず、どなたでもお越しいただき、様々な方に来所をしていただくことで地域住民や地域団体、行政などと顔の見えるネットワークを形成し、高齢者の社会参加、生きがいつくり、地域づくりに繋がると考えております。

また、開所翌週には奥多摩病院理学療法士にも参加いただき、利用者に気になる点があった際の情報交換等、今後の奥多摩病院との連携についても確認をいたしました。

3点目の地域ささえあいボランティア事業以外での高齢者の買物支援として、奥多摩町社会福祉協議会で行われている町内の医療機関への送迎サービスの実施や奥多摩病院でのリハビリ送迎時のちょっとした買物支援についてですが、平成12年度に開始した高齢者外出支援サービス事業は、公共交通機関等での医療機関への通院が困難な65歳以上の高齢者を町内のかかりつけの病院等に送迎するもので、社会福祉協議会に委託して実施しているところでございます。

事業実施に当たっては、2名の運転士で運行しているところであり、安全面などを配慮して実施しなければならないことから、病院等までの送迎するサービスを主としておりますが、その日の利用状況により、サービス利用中に利用者が買物もできるよう配慮しておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、奥多摩病院でのリハビリ送迎時の買物支援ということですが、通所リハビリは奥多摩病院の理学療法士及び会計年度任用職員がリハビリを受ける利用者の自宅まで迎えに行き、病院内でリハビリを実施し、自宅まで送るものです。

通所リハビリは、利用者の自宅と事業者間の送迎を原則としていること、また、現状のリハビリ体制では、買物等の支援を行うことは困難でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

①の成果としてある程度の数字が出ているということはとても喜ばしいことで、これからも高齢者の方々の認知症予防等、力を入れていただきたいと存じます。

2番目の高齢者ご自身の生きがい、社会貢献等の質問なのですが、例えば奥多摩病院による地域包括ケアシステムの構築がとても大切だと思います。人間オギャーと生まれたからには、いつか必ず死を迎えます。そこで、どのような形で死を迎えるのか、とても大切なことだと思います。

奥多摩町では、例えばそれはご自身の選択だと思うんですけども、やはりご高齢者の皆

様のところに伺うと、自宅で最期までいたいという方のご意見をよく伺います。そこで、再質問なんですけれども、例えば奥多摩病院で今、月にどのくらいの空きベッド数があつて、その空きベッド数を利用して、例えば糖尿病の方が認知症になる確率はとても高いんですね。なので、例えば糖尿病の方たちが生活習慣を直すために奥多摩病院のほうに入院させていただいて、生活習慣や食事などの研修を受けるみたいな形が取れないかどうか。

あと、先程「来るつく〜」のほうに理学療法士の方がいらっしゃって、体の動かないところとかを見ていただいているというお話を聞きましたが、例えば「来るつく〜」にきている方で、MC I 早期認知症の方とかを判断していただいて、その方たちがよりよい生活ができるような何か取組をしていただくことは可能かどうか。

それと、先程高橋議員がおっしゃっていましたが、「来るつく〜」のほかにも将来的に氷川・小河内地区で同じような居場所づくりをされたいというお話を伺いましたが、やはりスタッフの確保というのはとても難しいと思うんですね。以前、奥多摩町ではヘルパー2級、今は初任者研修の費用を出していただいて、それで多くの方がヘルパー2級の資格を取ったというお話を聞いております。でも、今はその方たちが既にご高齢者となっていて、私たちの今60歳や50歳代の人たち向けに町のほうである程度の補助をしていただいて、初任者研修の資格を取らせていただくことは可能でしょうか。

以上3点お伺いできたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番、森田議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に、「来るつく〜」のお話のほうからお答えさせていただきますけれども、スタッフの確保という部分のお話の中から、ヘルパー2級の部分で、町で補助ができないかというようなことをございました。この辺については、今ここでできる、できないはすぐお答えできないところはあるんですけれども、今ご意見いただきまして、また、内部的にもその辺どうかということは検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 病院事務長。

○病院事務長（岡部 勝君） 3番、森田議員さんのご質問にお答えします。

先程病院のほうで糖尿病の方が入院して食事研修を受けるようにすることはできないかというようなご質問でございますが、基本的に入院するためには医師の診断によるものとするということになっておりますので、診断結果によっては入院できると考えております。

また、先程、入院のベッドがどれくらい空いているのかというようなご質問があったと思いますが、日々変動しておりまして、例えば本日ですと入院は15床、15人いるので、

それが最近 10 床から 18 床ぐらいの間で動いている状況ですので、20 床程度は空いている状況でございます。

もう一点の質問で、早期認知症の方を理学療法士のほうへ繋がられないかというようなご質問でございますが、こちらにつきましては、病院のほうで行っております地域連携型認知症疾患医療センターというものが現在開始しております、医師 1 名で看護師 3 名の体制で運営しておりますが、こちらのほうで相談を受け付け、また、医師の鑑別診断の中で対応させていただければと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3 番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございます。

例えば「来るつく〜」に認知症を判断できる方、看護師さんとか多分いらっしゃっていると思うんですけども、その場で例えば長谷川式とかしていただいて、「あれ、ちょっとこの人早期認知症かな」みたいな方にはさりげなくしていただいて、その後、例えば病院に繋がていただくようなシステムというのをつくっていただけるのでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3 番、森田議員さんのご質問にお答えいたします。

今、例えば「来るつく〜」の中で、そちらには看護師も実際、現場には行っております。そこで認知症の検査という部分ですか、そういったものができないかというような趣旨の質問だったかなと思うんですけども、医療法上、その中でできるかというのはちょっとあるんですけども、今言われたうちとしてはその地域包括支援センターの職員が「来るつく〜」に行って、認知症の方もそこに参加していただいている中で、早期のそうした発見を、気づきがあれば、そうした部分を奥多摩病院なりに繋いで、その方の早期の治療なりに繋げていくということも 1 つの目的でございますので、そうした取組を今後やっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。

○3 番（森田 紀子君） 再質問ではないんですけども、せっかくそのような集いの場、たくさんの方が用意されておりますので、町民の方々が今後、元気で健康寿命のまま終末を迎えられるような、そういうすばらしい町にさせていただけたらなという希望があります。ぜひよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問を許します。森田議員。

○3 番（森田 紀子君） ありがとうございます。

では、私から 2 問目、ハラスメント対策についてお伺いいたします。

令和 5 年 12 月、総務省自治行政局公務員部公務員課より地方公共団体における各種ハラスメント対策への対応についてとして、ハラスメント対策の法律上の措置がなされていない各地方自治体への通達がなされたようです。

奥多摩町例規集では、奥多摩町立学校におけるハラスメントの防止に関する要綱が存在するものの、他区市町村にある自治体職員のハラスメントの防止等の要綱や例規等が存在していません。

そこで質問ですが、①今後、条例等の制定の予定はございますか。

②今、マスコミ等で取り上げられているカスタマーハラスメント対策について町ではどのようにお考えですか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 問目のハラスメント対策についてお答えをいたします。

ご質問の 1 点目、今後、条例等制定予定はありますかについてですが、議員からご説明のありました令和 5 年 12 月に総務省から発出された地方公共団体における各種ハラスメント対策への対応については、「4、文書による規定及び周知」の項目において、その実効性を確保するため、規則、要綱、指針等の文書により定めた上で職員に周知されたい旨の記載がございます。

町では令和 3 年 2 月に奥多摩町職員ハラスメント防止に関する指針を策定しており、その際、職員に周知するとともに、以降、新規職員採用時にも同様の周知を行い、総務省から求められている各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置を実施しております。

次に、質問の 2 点目、今、マスコミ等で取上げられているカスタマーハラスメントについての対策についてどのようにお考えですかについてですが、厚生労働省は 6 月 4 日に過労死等防止対策大綱の改定案を公表し、社会問題になっている客による迷惑行為カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラについて企業の対策事例の周知や業種別の対策の取組支援を行うと明記しました。

また、東京都は、5月22日に公労使の代表から意見を聞く新しい東京実現会議を開き、就業者に対する著しい迷惑行為を防止する都独自の条例やルールづくりについて検討部会で議論してきた内容を報告し、小池都知事は、現場で効力を発揮する独自条例の検討をスピード感を持って進めていきたい旨の発言をいたしました。

都では今後、条例案と指針に加え、各業界団体がマニュアルを定める際の留意点などをまとめた手引も策定する方針で、早ければ年内にも都議会に条例案を上程したい考えを持っているとのことでもあります。

こういった中で、自治体でも来庁者による嫌がらせなどが問題となっているケースがあり、職員を守るための対策を講じている自治体も増えておりますが、町では、この4月から職員が身につけている名札のフルネーム表記と顔写真の掲載をやめ、現在は所属、職名及び名字とし、名字にはふりがなを記載する見直しを行いました。

このような見直しは他の自治体でも見かけられ、主に窓口対応する職員のプライバシー保護やカスタマーハラスメント対策として実施されており、町におきましても住民と接する機会が多い部署の職員の声や一部の議員からもカスタマーハラスメント対策の一環として情報提供をいただいております、総務課を中心に検討した結果、今回の名札の見直しに至りました。

町といたしましては、今後も国や東京都の動向を注視するとともに、各種のハラスメントから職員を守る対策を講じてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） 既に対策を立てていただいているということで、とてもありがたいです。

カスタマーハラスメントについて怒鳴られたり、恫喝されたり、人格を否定されるなどによって、そういう経験がある方が企業の統計によると48%の人が離職をしてしまうというケースがあります。せっかく奥多摩町に就職していただいた職員の方たち、まだ年若い方たちが心ない怒りによって、やはり公務員の方たち、とても反発しにくいので言いやすいと思うので、その方たちをやはり守っていただけたらと切に思います。これは要望になりますので、答弁は結構です。

私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、3番 森田紀子議員の質問は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後 3 時 20 分から再開します。

午後 3 時 06 分休憩

午後 3 時 20 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、5 番 大澤由香里議員。3 問の通告を受けております。まず 1 問目の質問を許可します。5 番、大澤議員。

〔5 番 大澤由香里君 登壇〕

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。私からは 3 問質問させていただきます。

まず 1 問目、集落支援員制度について質問いたします。

5 月 12 日投開票の町長選挙において師岡町長が 2 期目当選を果たされました。多くの町民が町長の掲げた公約に期待しています。その公約の 1 つ、集落支援員制度の導入について質問いたします。

過疎地域などの集落の維持、活性化のため、状況把握や住民の意見集約などを通じ、具体的な対応策をまとめる役割を担う集落支援員は、総務省が 2008 年度に特別交付税措置として制度化したものです。集落への目配り役としての集落支援員は、住民との密接な関係構築が求められるため、自治会長などとの兼務の場合と専任の場合とがあります。

この集落支援員制度の導入については、2020 年第 3 回町議会定例会で伊藤英人議員から、総務省の地域力の創造、地方の再生に掲げる政策において外部人材の受入れ及び人件費捻出の観点からの一般質問、また、2021 年第 2 回町議会定例会では、相田恵美子議員から各自治会への集落支援員の導入についての一般質問、そして、2022 年第 1 回定例議会では私が若者定住推進課業務と他課の職員が兼務する定住サポーターに関して、マンパワーを補う観点から質問いたしました。当時のご答弁では、整理すべき検討事項が多くある状況であり、それらを調査しながら検討するという答弁でした。

その後、2023 年第 4 回町議会定例会で森田紀子議員から、検討結果と高齢者の在宅生活をサポートするシステムの人員として集落支援員の導入を求める一般質問がなされましたが、そのときの答弁では、第 2 期、第 3 期の地域おこし協力隊の採用、定住サポーターを含め、空家対策等に係る部分の業務委託化などの対応を行っているため、集落支援員の導入に向けた具体的な取組は行っていない。高齢者の生活サポートについては、ボランティアの担い手確保を図るほか、シルバー人材センターやお太助隊と連携しながら、地域包括支援ケアシステムの推進の中で行うとの答弁でした。

しかし、今回の選挙の公約で町長は、移住・定住対策、高齢者の生活サポートの観点で集落支援員制度の活用を打ち出されました。大きな前進として受け止めます。どのような形で導入をお考えかお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5 番、大澤由香里議員の一般質問の 1 問目、集落支援員制度についてにお答えいたします。

集落支援員制度の導入につきましては、これまでも大澤議員をはじめ、複数の議員からご質問いただいております。大澤議員からのご質問にございましたとおり、今回の町長選挙において私の公約の 1 つとして、高齢者が日常生活で困っていることをサポートし、住み慣れた家、地域で生きがいを持って元気に暮らし続けることを可能とするため、地域活性化のコーディネーターの役目を担う集落支援員制度の導入を掲げました。

この集落支援員は、過疎地域等の集落の維持、活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が集落の巡回・状況把握、住民同士の話合いの促進、これらを通じ、必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行うもので、その対象経費は特別交付税で措置されるものです。

今回の一般質問においては、9 番 高橋邦男議員から「高齢者の健康・居場所づくり」について、1 番 榎戸雄一議員から「健康促進事業について」及び 3 番 森田紀子議員から「高齢者の元気対策について」で町の高齢者施策についてのご質問をいただきました。答弁の中でご説明いたしましたが、町の高齢者対策としましては、元気アップおくとま事業をはじめ、令和 4 年 4 月に開所したシニア筋トレルーム「にっ古里」、令和 5 年 10 月から町のお太助隊のご協力のもと実施しているふれあい食堂、そして、本年 5 月 15 日に開所したチームオレンジ事業「来るっく〜」など、現在、高齢者に対する様々な施策を展開しております。

これらの事業について関係する団体等のご意見も伺いながら、町全体へその取組が展開していけるよう、また、地域に密着した取組を行い、高齢者の日常生活での困り事や支援のきっかけを拾い上げ、町と自治会との繋ぎ役も兼ねることも視野に入れ、集落支援員制度の導入に取り組んでまいります。

まずは現状の把握や課題を整理し、地域の意向や町の実情に合った内容となるよう具体的な検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。

○5番（大澤由香里君）　まずは現状の把握、実情を把握するというご答弁でした。具体的なところが全然分からなかったのも、いつから募集するか、専任か兼務か、採用人数、できれば業務内容と町長の頭の中だけでもいいですので、考えていらっしゃるがあればお知らせください。

○議長（小峰　陽一君）　師岡町長。

○町長（師岡　伸公君）　時期はすぐにでもやりたいですね。しっかりと今、内容を精査して、どういうふうな形で申請をすればいいか、今、担当課のほうで検討しています。

今、答弁申し上げたように、いろんな支援する仕事の内容があると思うので、何でもかんでも最初からやるのではなくて少し絞って、まず1つの業務を成し遂げた後に広げていくような格好にしたいと思います。では、その1つは何かということなんですけど、申し訳ありません、まだ幾つかの中で模索中であります。その中で、あとスタッフについては、やはり地域を熟知している人、それから熟知しようとしている人、その意欲がある人、いろんな角度から少し考えてまいりたいというふうに思っています。

それともう一つは何人ぐらい募集するかということですね。やはり幾ら国から下りてくるとは言っても、そこをしっかりと仕事をラインに乗せるための人数というのはやはり限られておりますので、まずは1人とは思っていますが、できれば2人ぐらい欲しいですね。というのは、自治会とともにいろんな施策をする人、それから、あとは集落支援といっても中間支援業と兼務するような、そういうふうなお立場の方の支援員ということも視野に入れていきたい。これは集落支援員制度と中間支援業と少し離して考えるのではなくて、やはり同じような動きの中で考えていくべきものだと思いますが、まずは1名、できれば2名というふうに思っております。

以上です。

○議長（小峰　陽一君）　大澤議員、再質問ありますか。

○5番（大澤由香里君）　できればすぐにでもやりたいという力強いご答弁をいただきました。ぜひ今年度中、実施していただければと思います。その辺の意気込みを伺いたいのと、まずは1人というご答弁でしたけれども、1人だと、なかなかこの広い奥多摩町大変だと思いますので、できれば氷川、古里、小河内各地域に1人ずつ3名ぐらいいるといいのかなと。各地域の集落支援員の活動の報告なんかを見ますと、やっぱり多人数のほうがお互いに連携して成功している例が多いですので、できれば3名ずつ、最低3名、集落支援員を任用していただきたいと思います。

あと、よく言われますのが、ただの労働力として雇ってしまうと失敗すると言われます

ので、その地域の 10 年後を見据えた集落支援員の方というか、活動をするといいというふうに言われています。ですので、そういった人材、奥多摩町にもすばらしい方はいらっしゃると思いますので、そういった方を探していただきたいんですが、そういった方の当てがあるかというのと、住民からそういう方を推薦していただくということは可能かどうかというのを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） まさしく今、大澤議員のおっしゃるとおりであろうと思うし、また、その線で進めたいと思っていますが、マンパワーについては先程も申し上げたとおり、一挙に発動することが決まっているとは思ってないんです。やはり 1 つの事例をもって、それを各地域に流していったほうが、逆に遠回りでも明るい道になるというふうに私考えております。一緒にしていいということも視野に入れながら、双方向で考えてみたいというふうに思ってます。

それから、人材についてはいろんな方、私の頭の中ではいらっしゃいますけれども、でも、広く町民の皆さんからというか、町を知っている方から手を挙げてもらったらなおありがたいというふうに思っています。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。

○5 番（大澤由香里君） ありがとうございます。ぜひ公約倒れにならないように着実に進めていただければと思います。

すみません、ちょっと言いたかったことがあったんで、多くの町民がこの先 10 年後が非常に不安だとおっしゃいます。今、地域の住民自治を支えている 65 歳から 74 歳の前期高齢者の方が 10 年後には後期高齢者となり、支えられる側になります。果たしてそのときに支える側の世代が何人いるかというふうに考えると、今よりはかなり少なくなっているのではないかと思います。そうした将来に、あのときに集落支援員制度導入しておいてよかったと思えるような施策にぜひしていただきたいというふうに申し上げて、1 問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、大澤議員の 1 つ目の質問は終わりました。

次に、2 問目の質問を許可します。

○5 番（大澤由香里君） それでは、2 問目の質問をいたします。補聴器補助について質問いたします。

高齢者の 2 人に 1 人は難聴と言われており、認知症のリスクを高めることも明らかになっています。東京都は、昨年度まで都内の区市町村が補聴器の購入を助成する場合、使い

道を限定しない包括補助で支援してきましたが、今年度から補聴器購入助成を独立の制度として、高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を新設し、6億円を計上しました。都の福祉局長は、区市町村で取組が進むよう事業化したと述べています。

私は、2019年第3回定例会、2022年第2回定例会及び2023年第4回定例会において加齢性難聴者の補聴器助成を求めて質問させていただきました。2023年第4回定例会では、都において高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業が予算に計上され、実施要綱が示され、聴力検査の実施や補聴器購入助成に係る経費が補助対象となる場合には、町として都補助事業を活用しての実施について、より具体的に検討してまいりますとのご答弁をいただき、大変期待したところでしたが、残念ながら町の今年度当初予算には盛り込まれませんでした。家族の難聴に悩む町民からは一日も早い制度の導入を望む声が寄せられています。

そこでお伺いいたします。

1、高齢者の聞こえの重要性について改めて町の認識をお示してください。

2、東京都の補助制度開始を機に助成制度の導入を進める自治体が増えています。昨年度までは包括補助の選択事業として16区5市2村の合計23自治体が補聴器購入費等に係る補助を実施していました。

今年度から高齢者の聞こえに特化して、高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業が新設されたことにより、23区では全ての区が、市町村では三鷹市、府中市、調布市、小金井市、日野市、東大和市、利島村、三宅村の6市2村に加え、新たに小平市、立川市、武蔵野市が補聴器購入費助成を実施します。お隣の青梅市は、65歳以上の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、4万円を上限に加齢性難聴に係る補聴器購入費を助成することをこの6月議会の補正予算で盛り込みました。補正額は600万円です。これで23区9市2村、合計34自治体となります。多くの高齢者が暮らす奥多摩町でも前向きに導入すべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の高齢者の補聴器補助についてお答えいたします。

議員からのご質問にもございますとおり、過去から同様のご質問いただき答弁をさせていただいているところでございます。

1点目の高齢者の聞こえの重要性について改めて町の認識をお示しくださいについてですが、令和5年第4回町議会定例会において「加齢性難聴者の支援について」のご質問を

いただき、当町における加齢性難聴者の実態把握の進捗状況についてお答えさせていただいた中で、第9期介護保険事業計画の基礎資料を得ることを目的に実施いたしました介護予防・日常生活域ニーズ調査において加齢性難聴の実態把握を行ったところ、回答結果から、特に85歳以上において難聴の方が多いものの、その半数近くの方が補聴器を購入されていない状況を新たに把握した旨のご答弁をさせていただきました。

町といたしましても高齢化率が50%を超える現状から加齢性難聴に対する支援は必要であると認識しております。

2点目の東京都の補助制度開始を機に、助成制度の導入を進める自治体が増えています。お隣の青梅市でも実施が決まりました。奥多摩町でも導入すべきと考えますが、町の考えはについてですが、東京都では加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防に繋げるため、加齢性難聴の早期発見、早期対応に係る区市町村の取組を支援するため、高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業実施要綱が令和6年3月に制定されました。

この事業は、障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない、原則として65歳以上、住民税非課税者を対象とし、補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医など）の診察及び聴力検査結果により補聴器の必要性を確認していることが要件となっております。

町といたしましても令和5年第4回町議会定例会において大澤議員のご質問に対する答弁で、実施要綱が示され、聴力検査の実施や補聴器購入助成に係る経費が補助対象となる場合には、町として都補助を活用して実施についてより具体的に検討してまいりますとご答弁したとおり、実施に向け、町での補助が必要となる方の年齢制限や所得制限の在り方や町内に補聴器相談医が在籍する医療機関がないことから、近隣市町村の医療機関への協力依頼等、必要な調整事項を整理し、他市町村の補助制度も参考に制度を整備してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。

○5番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。ということは、前向きに検討するとか、取り組むと、導入するという認識でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

一日も早い導入をお願いしたいんですが、再質問として1点聞かせていただきます。

加齢性難聴は本人が気づかないうちに症状が悪化し、適切な支援や受診に繋がらないケースもあります。自治体が高齢難聴者を把握することと補聴器利用に繋げる仕組みを整備

することが重要です。

東京都で最も手厚い支援を行っている港区では、検査する機会がないと早期に発見することが困難だとして、高齢者の聴力検査を行っています。聴力検査の対象者を年度末年齢 60 歳、65 歳、70 歳、75 歳で区切り、対象者に受診券を個別送付し、港区医師会の指定医療機関で検査を実施します。検査の結果、必要な場合には精密検査の受診を勧奨します。精密検査の結果に応じて港区高齢者補聴器購入費助成制度等を活用しながら、高齢者の聞こえを支援するという流れです。この仕組みならば住民が積極的に検査を受け、補聴器利用に繋がります。

東京都が新設した高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業では、補聴器支給に係る経費補助は 13 万 7,000 円を上限に 2 分の 1、これ 65 歳以上高齢者が 1 万人未満の奥多摩町の場合、1,000 万円まで可能です。補助率ですが、加齢性難聴に係る聴覚検診経費は 700 万円まで、10 分の 10 の補助率です。同じく普及啓発経費も 200 万円まで、10 分の 10 の補助率で支援が受けられます。町の負担はありません。ぜひ加齢性難聴の早期発見に繋がるこうした施策を積極的に取り入れていただきたいと考えますが、この普及啓発、聴覚検診の取組についてのお考えをお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5 番、大澤議員の再質問にお答えいたします。

質問の中では高齢者の聴力検査等について港区の例を出していただきまして、町ではどうかということでございます。今回、先程町長の答弁の中にもありましたけれども、様々な補聴器の相談医が町の中にはいません。そうしたことから、今まさにそうした部分をどうするのかということで、検査をする場合にしても医療機関に来ていただかなければいけないという課題もございますので、そうした部分も含めてまさに今後、その制度化に向けて課題を一つ一つ解決して制度化したいという考えでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、以上で再質は終わりますけど、よろしいですか。

○5 番（大澤由香里君） ありがとうございます。いろんな課題を整理しながらということでしたので、なるべく早く、高齢者が一日も早い実現を願っておりますので、早期発見大事ですので、ぜひお願いいたします。

以上で、2 番目の質問を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員の 2 番目の質問は終わりました。

次に、3 番目の質問を許可します。

○5番（大澤由香里君） では、3番目の質問をいたします。地方自治法改正案についてお伺いします。

政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国が地方自治体に対し発動できる「指示権」を新たに導入する地方自治法改正案、以下、法案と言いますが、が国会で審議されています。

法案は、「大規模な災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合」に閣議決定で住民の生命、財産を守るために「必要がある」とすれば、自治体に「指示」を出し、義務を課せるようにするものです。災害や感染症を例示していますが、「その他」「これらに類する」など「事態」の範囲は極めて曖昧です。更に、発生の「おそれがある」など、判断は全て政府に委ねられ、国会にも諮らず恣意的運用が可能です。

コロナ対応では全国一斉休校など、国の一律の指示が現場に混乱をもたらしました。災害時の非常時こそ、自治体による具体的状況把握とそれに応じた適切な対応が必要です。国がやるべきは、災害などへ迅速な対応ができるよう自治体の要望に応え、財源や人、権限を国が自治体に保障することであり、国の頭ごなしの指示ではありません。中央統制を強め、自治体の自主性を奪うことは、むしろ弊害を生むことになります。

日本国憲法は、戦前の中央集権的な体制の下で自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わせたことへの反省から、独立の章を設けて地方自治を明記し、自立した地方自治体と住民の政治参加の権利を保障しました。創設される政府の「指示権」は、法定受託事務ばかりか自治事務にまで国が自治体に「指示」できる仕組みを設けるものです。法案は、国と地方の「対等・協力」の関係を崩し、自治体の自主性・自立性を奪い、団体自治を侵害するものであり、憲法が定める地方自治の本旨に反するものと言わざるを得ません。

また、法案は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が「発生するおそれがある場合」と判断されれば、国が「指示権」を行使できるとしています。政府に独裁的権限を付与するもので、地方自治だけでなく、国民主権や立法権までも侵害することに繋がりがねません。

また、これにより一般法である地方自治法を根拠として出動する自衛隊のために通行路を空ける措置や自治体職員を市役所に配置させてミサイル攻撃に備える措置を講じるよう一方的に指示することなどが可能となります。憲法の定める平和主義の観点からも重大な問題があります。

このように法案は、立憲主義、基本的人権の保障、議会制民主主義の観点からも極めて

重大です。日本国憲法に基づく地方自治、平和主義、立憲主義を壊し、自治体を国に従属する立場に置く地方自治法改定案に対し、一自治体として反対の声を上げるべきだと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3 問目の地方自治法改正案についてお答えをいたします。

地方自治法は、第二次世界大戦後の昭和 22 年 5 月 3 日、日本国憲法と同時に施行されました。

憲法は、その第 8 章を「地方自治」とし、第 92 条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」と規定しております。地方自治の規定が憲法に置かれることの意義は、第 1 に、地方公共団体の自治権は国の意思によってみだりに制約されないことが保障されたことであり、第 2 には、憲法は地方自治を保障するのみならず、あるべき地方自治の指標を提示し、地方自治の本旨に即した制度の形成及び運用を積極的に誘導しようとしているところであります。

地方自治法の第 1 条には「地方自治の本旨」、すなわち「団体自治」と「住民自治」に基づき、国と地方公共団体間の基本的関係を確立することで、地方公共団体の民主的で能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的として規定されております。

このように地方自治法は、憲法第 92 条に基づき、憲法付属の法典ともいうべき地方自治制度に関する基本法典として整備されたものと言えます。

今般の地方自治法の一部を改正する法律案、いわゆる改正案の概要につきましては、第 33 次地方制度調査会の答申を踏まえ、①DX の進展を踏まえた対応、②地域の多様な主体の連携及び協働の推進、③国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例に係る規定を整備するものとされております。

これらの中で、3 点目に係る国の地方公共団体に対する補充的な指示、いわゆる指示権に関しては、行使される要件が明確になっていないことから、国の権限が強まり、地方に恣意的に介入されるのではないかという懸念を抱く自治体や専門家も少なくないという報道がされております。

全国知事会ではこの指示権について新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、今後も起こり得る想定外の事態に万全を期す観点から、その必要性は理解するものの、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれ

るおそれもあるとして、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう政府に要請してきた経緯があります。

その後、要請に対して一定の配慮がなされたことに評価したいとするものの、法案に明記されていないと考えられる点もあることから、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化が図れるよう強く求め、3月1日付で声明を発表するとともに、5月21日に行われた衆議院総務委員会の参考人質疑で、全国知事会の会長を務める宮城県の村井知事が同様の発言を行っております。

国においては、指示権行使後に国会への事後報告を義務づける修正を加え、また、衆議院総務委員会では、全国知事会の要望を踏まえ、指示権行使に当たっては、自治体との事前協議など、状況に応じて十分に必要な調整を行うことなどを国に求める付帯決議を採択し、5月30日に衆議院本会議で可決され、6月5日から参議院で審議入りしました。

議員からは、改正案に対し、一地方自治体として反対の声を上げるべきとのご意見をいただきました。現実には他の自治体においては声明を発表している状況が見られることも認識をしておりますが、町といたしましては、全国知事会と同じ考えであり、ある意味、全国知事会が地方を代表して国に申入れを行っていただいたとの認識を持っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問はありますか。

○5番（大澤由香里君） 全国知事会から声明が出ているということで、それで同じとするという答弁でした。

今いろんな多数の自治体首長などから反対、懸念の声が上がっています。世田谷区の保坂区長は、「指示待ち自治体をつくり出してしまう。命を守る対策としては脆弱になるおそれがある。対等・協力となったはずの地方分権の原則が中央集権的な体制に逆戻りする」と懸念をし、廃案を求めています。

杉並区の岸本区長は、「災害や感染症の蔓延時に重要なことは、自治体同士が連携し、住民の命と財産を守るために主体的に取り組むこと。いきなり国が自治体に直接指示を出すやり方は解決策にはならないし、分権と地域主権を深く傷つけるおそれがある」と述べています。

日本弁護士連合会や自由法曹団からも地方分権の趣旨や憲法の地方自治の本旨に照らし、極めて問題があるとの指摘や懸念が表明されています。

今、危機感を持って反対の声を上げるべきではないかと私は考えます。師岡町長もぜひ

この区長さんたちと同じように声を上げていただきたいと思います、その危機感はないのかというところをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） あらゆる事象に対して、当然こういう世の中ですから、危機感はないわけではありません。それをもって普段の私たちの住民生活を守る仕事をしていかななくてはいけない。これはどんな事案に対しても共通のものと思っております。

ただ、今答弁申し上げたとおり、今、町の姿勢はこうであるということをご理解いただきたい。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、これで再質問を終わりにしますが、よろしいですか。

○5 番（大澤由香里君） はい。

○議長（小峰 陽一君） では、大澤議員の3 問目の質問は終わりました。

以上で、5 番 大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、配布の特定事件継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100 条第13 項及び会議規則第124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長一任に

することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり町長よりご挨拶があります。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6月11日から始まりました令和6年第2回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日、冒頭でもご説明いたしましたが、日原街道で発生した土砂崩れについては、3年前の7月に発生した国道411号線の土砂崩落と同様に、雨天の状況ではありませんでした。まさしく災害の発生がいつ起こるか分からない状況、我が町は常に警戒をするゾーンが多いということを私たちは自覚しなければなりません。

幸い、今回も関係者のご尽力で制限つきながら通行が今可能となっておりますが、今後の工事完了、復旧まで時間を要するであろうと判断されます。観光シーズンを前に、様々なケースを想定し、対応してまいりたいと思っております。東京都にもしっかりと強く早期復旧をお願いしてまいります。

今定例会では、令和5年度の一般会計補正予算を含む3件の専決処分の承認、条例の一部改正5件、報告1件、契約案件が1件、人事案件が1件、また、令和6年度の一般会計補正予算案のご承認をいただきました。ありがとうございました。

また、9名の議員皆様から18の一般質問をいただきました。新たに一問一答形式で行われました。各分野にわたりまして示唆ある提案、質問、ご指摘をいただきました。今回、特に高齢者対策の質問が多かったこと、これはこれからの奥多摩の課題を象徴しているというふうに感じました。私自身も今まで奥多摩を支えてくださいました方々のケアは必須と感じております。

さて、来週早々議員皆様には提携協定を結んでいる神津島への研修が予定をされております。この4年間、なかなか外部への研修ができなかったこと活動が思うようにできなかったことは皆様にとって非常に残念なことであったというふうに思います。今回の研修が有意義に実施されますようご祈念申し上げます。研修の後は、神津島の海の幸を堪能し、ぜひとも交流を深めていただきますようお願いいたします。

今年の6月は既に真夏並みの気温上昇が全国で観測されております。世界の気象が大きく変化しています。あらゆる自然災害に対応すべく、しっかりと状況の判断をしてまいります。

熱中症対策も講ずる時期を迎えました。ご近所の皆様をはじめ、住民皆様へのお声がけ

もどうぞよろしくお願いいたします。

議員皆様には４年間にわたりコロナ禍における議会運営にご理解を賜りましたこと、職員を代表して感謝を申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでした。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和６年第２回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午後４時 00 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員